

西播磨圏域災害時保健医療マニュアル

(地域災害救急医療マニュアル)

令和5年12月版

目 次

I	はじめに（基本事項）	P2
1	マニュアルの目的	
2	マニュアルの位置づけ	
3	本マニュアルにおける被害想定	
II	災害の発生に備えた取組み（平常時の取組み）	P3
III	対応組織の整備	P6
1	大規模災害発生時の西播磨圏域医療連携体制	
2	地域保健医療対策会議	
IV	情報の連絡（収集・発信）	P10
1	大規模災害発生時の医療関連情報の収集・共有	
2	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）	
V	災害救急医療等の確保（急性期～亜急性期）	P12
1	医療機関におけるライフラインの確保	
2	医薬品等の確保	
3	保健医療活動チームの派遣調整	
4	救護所の設置・運営	
5	被災患者の受け入れ	
6	被災患者搬送体制の整備	
7	難病患者等人工呼吸器装着在宅患者への医療対策	
VI	その他保健医療等への対応（亜急性期～慢性期）	P20
1	被災者への健康対策（保健活動班の派遣調整）	
2	感染症の防止対策	
3	透析患者等への医療対策	
4	難病患者等への医療対策	
5	精神障害者への医療対策	
6	被災者へのこころのケア対策	
7	歯科保健対策	
VII	資料編	P23
1	関係機関・団体等の連絡先	
2	関連資料	

(参考) 災害フェーズと主なタイムライン

I はじめに（基本的事項）

1. 目的

災害発生時には、災害救急医療確保のために、迅速な対応が必要であり、西播磨圏域内の4市3町では各市町で定める地域防災計画に基づき、救助・救護活動をはじめとした災害医療対応を実施する。しかしながら、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時には、市町域を越えた、あるいは西播磨圏域、さらには県域を越えた対応が必要となることが想定される。

本マニュアルは、そのような大規模災害発生時に、発災直後からの西播磨圏域の医療機関の被災状況や傷病者発生状況を可及的速やかにかつ正確に、継続的に把握し、その情報を龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町、医療機関・医療関係団体等と共有することで、D.M.A.Tをはじめとした保健医療活動チームを市町という行政の枠を超えて適切に配置するための組織体制及び情報収集等にかかる基本的事項、ならびに亜急性期から慢性期における保健医療対策を円滑かつ効率よく実施するための基本的事項を定めたものである。

2. 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、市町域を越える大規模災害発生時における、西播磨圏域内の災害救急医療確保において、龍野健康福祉事務所・赤穂健康福祉事務所、各市町、医療機関・医療関係団体の連携体制、協働の指針を示すものである。市町における救助・救護活動については各地域防災計画等に基づき実施されるとともに、各医療機関・関係団体における具体的な医療救護活動については、個別の計画、指針、マニュアル等に基づき実施されたい。また、西播磨圏域は中播磨圏域と二次医療圏域が合併したことに伴い、中播磨圏域との連携についてもより一層の充実を図る。

(参考)災害医療に対応する「災害医療圏域」(兵庫県保健医療計画(平成30年4月改定))は県民局又は県民センターに災害対策地方本部が設定されて災害対応が行われることを考慮し、県民局体制と一致する圏域で設定。

3. 本マニュアル活用の対象被害想定

本マニュアルは、県内又は県外から医療の応援を仰ぐ必要のある規模の災害等を想定している(地震、水害、大規模事故等の種類は基本的には問わない)。具体的には、

- ① 市町域を越え、広範囲に甚大な被害が発生した場合
- ② D.M.A.Tによる広域医療搬送が必要となる甚大な被害が発生した場合

等

II 災害の発生に備えた取組み（平常時の取組み）

◎主たる取組機関、○関係取組機関、△補完的取組機関

内 容	取組機関					
	地域保健医療情報センター	赤穂健康福祉事務所	市町	医療機関	医師会等関係団体	消防警察等
1 組織体制の整備						
(1) 各関係機関の連携、協議組織 各関係機関の連携を図り、災害救急医療に関して協議するための組織として、西播磨圏域地域保健医療対策会議（平時）等を活用する。	◎	○	○	○	○	○
(2) マニュアルの見直し このマニュアルは、保健医療計画の改定及び制度の改定、新たな知見の取得等の状況の変化に応じ見直す。 各種データについては、適宜更新する（年1回程度）。	◎	○	△	△	△	△
2 情報の収集・共有						
(1) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS) の習熟 広域災害・救急医療情報システム(EMIS) の導入に努め、システム活用の習熟を図るため、年1回程度、圏域で入力訓練を行う。	◎	○	○	○	○	○
(2) 緊急連絡網等関係機関連絡先の整備 平時から災害医療に関する情報を迅速に収集・共有するため、EMIS 訓練や医療部会または地域保健医療対策会議（平時）等の機会を活用するなどして、適宜情報を更新する。	◎	○	○	○	○	○
3 災害救急医療等の確保						
(1) 保健医療支援チームの確保と連携体制整備 災害現場や患者が集中する医療機関への医療関係者の派遣等が円滑になれるよう、DMAT、DHEAT、DPAT、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン等の確保に取組む。	○	△	○	○	○	
(2) 災害対応病院 市町はあらかじめ災害拠点病院に準ずる機能を有する医療機関を災害対応病院として定める。			◎	○		

内 容	取組機関					
	地域保健医療情報センター	赤穂健康福祉事務所	市町	医療機関	医師会等関係団体	消防警察等
(3) 避難所(福祉避難所含)・救護所・救護センターの設置 災害時に避難所(福祉避難所含)・救護所・救護センターが円滑に設けられるよう予定施設を定めるとともに、関係者と情報共有し、その整備・点検に努める。	○	○	◎		○	
(4) 要援護者の把握及び搬送体制の整備 災害時の要援護者(要介護高齢者・障害者や乳幼児等)を把握し、医療面から迅速かつ的確な対応(特に透析や人工呼吸器等が必要な患者など、緊急搬送が必要な患者への医療対応)が図れるように努める。	○	○	○	○	○	○
(5) 患者受入体制の把握 災害発生に備えた患者受入体制(地域での受入医療機関等)の把握に努める。また、平時からEMISに必要情報(病院の備蓄状況や、災害発生時の救護所開設予定地等を含む)事前登録に努める。	◎	○	◎	◎	○	○
(6) 患者搬送体制の構築 患者の搬送手段(消防機関の救急車や医療機関の患者搬送車、その他応急調達可能な車両等)等の確保や搬送手順等、患者搬送体制の構築を図る。	○	○	○	○	○	○
(7) 患者搬送方法の検討 災害によって多数の患者が発生した場合や医療機関自体が被災した場合に備え患者の搬送方法等を定めておく。				○		○
(8) 災害時の診療機能維持 (患者受け入れ及び業務継続計画(BCP)を含む) ・災害によって多数の患者が発生した場合に備えて、患者の受け入れ方法等を業務継続計画(BCP)で定める。 ・また医療機関は、あらかじめ施設の耐震化・ライフライン確保を図るなど、災害時の診療機能の維持に努める。				◎		
(9) 医薬品の備蓄 医薬品等の備蓄(3日間程度)を推進するとともに、その状況を定期的に確認する。	○	△	○	○	○	

内 容	取組機関				
	地域保健医療情報センター	赤穂健康福祉事務所	市町	医療機関	医師会等関係団体
(10) 医薬品等の集積基地 販売業者から搬送される医薬品等の集積基地を選定する。	○	△	◎		○
(11) ライフライン確保 平時から災害時においてもライフライン（電気・ガス・通信・水道等）を維持するため、事業者等との間でその対応方策等を確認する。	○	○	◎	○	
4 その他					
(1) 災害医療に関する普及啓発・研修・訓練 災害医療に関する普及啓発や災害発生時に的確な行動がとれる研修・訓練に努める。	○	○	○	○	○
(2) 各市町地域防災計画への反映 各市町地域防災計画は、災害救急医療の確保に関する事項については、このマニュアルに沿った内容とするよう努める。			◎		

<用語の説明>

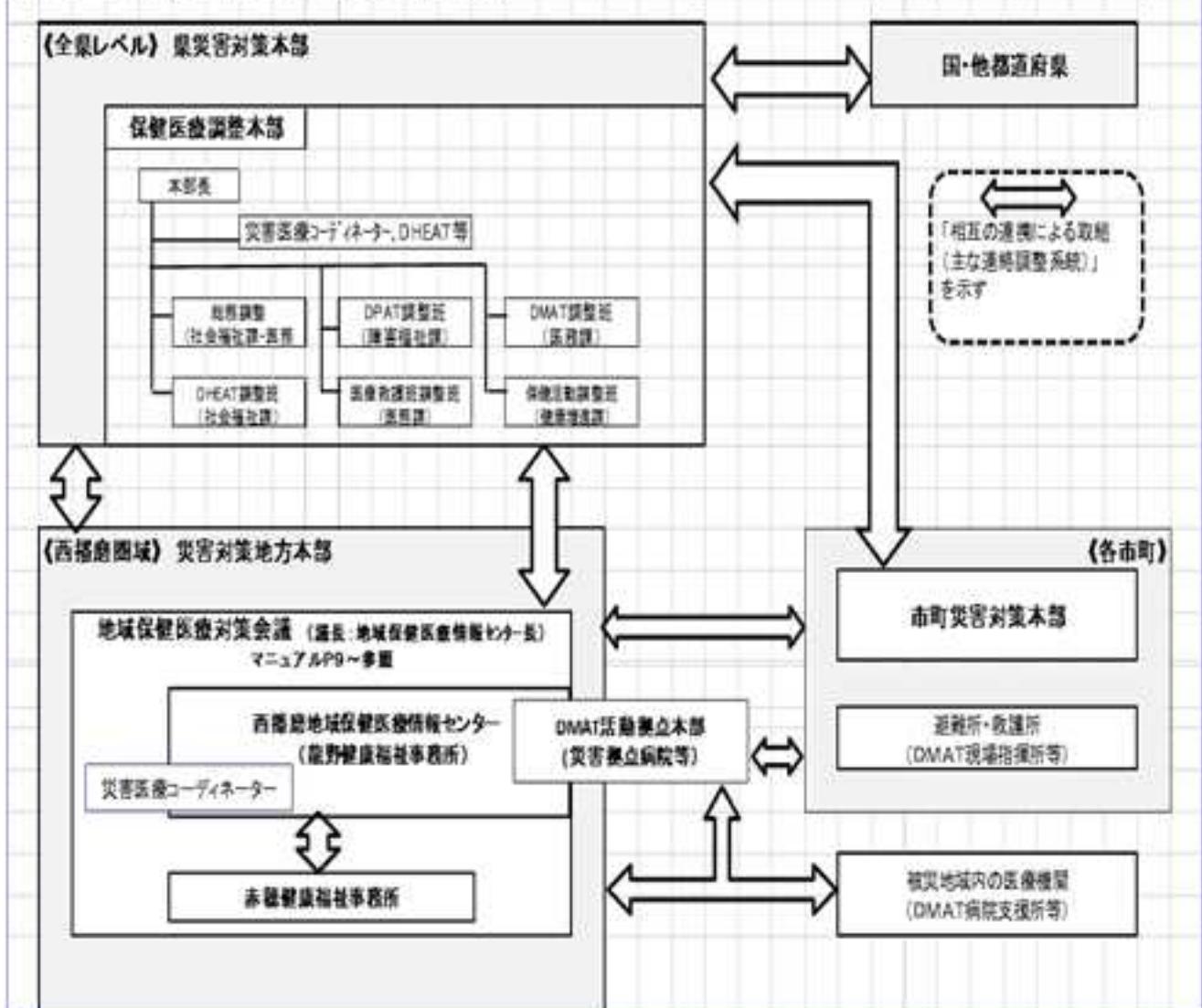
- 地域保健医療対策会議…マニュアル本編 P8～参照
- 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）…マニュアル本編 P10 及び資料編 関連資料 1 参照
- DMAT（災害時派遣医療チーム）…マニュアル本編 P13 及び資料編 関連資料 5 参照
- DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）…マニュアル本編 P15 及び資料編 関連資料 5 参照
- DPAT（災害派遣精神医療チーム）…マニュアル本編 P15 、及び資料編 関連資料 5 参照
- 災害医療コーディネーター…マニュアル資料編 関連資料 5 参照
- 災害時小児周産期リエゾン…マニュアル資料編 関連資料 5 参照

III 対応組織の整備

1 大規模災害発生時の西播磨圏域医療連携体制

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、県災害対策本部等と連携し、災害医療の確保を図る組織を立ち上げる。地域保健医療情報センター長の下、各市町、医療機関（災害拠点病院である赤穂市民病院にDAMT活動拠点本部が設置された場合はDAMTと連携）、医療関係団体等と連携し、災害時の医療ニーズを的確に把握・分析するとともに地域保健医療対策会議を設置・運営し、保健医療活動チームの派遣・活動調整等を行う。組織体制は、地域の実情や調整の必要な事項、災害の態様、災害対応のフェーズに応じて、柔軟に決定する。赤穂健康福祉事務所は業務遂行に協力する。

災害発生時の保健医療活動への対応(西播磨圏域)



※ DAMT 活動拠点本部立ち上げ時

◆発災後すぐの動き（D M A T活動拠点本部設置中）

○医療機関○

圏域内の各医療機関は、自院の被災状況を迅速に把握し、災害時医療情報システム（国EMIS、国EMISが使用できない場合は兵庫県EMIS）、各所属団体の連絡ルート等を通じて、自院の被災状況や傷病者の受入れ状況等の情報を発信するとともに自院の被災状況、医療機能の特性、地域での種々の医療ニーズ等を踏まえ、傷病者や入院患者等への診療の実施に努める。また、必要に応じて、D M A Tや医療救護班等の受入れ体制を整える。

○市町○

医療ニーズを的確に把握・分析するとともに、市町災害対策本部等とも連携し、地域（市町内）で災害医療の確保を図る組織を立ち上げる。

○医療関係団体○

自団体会員の被災状況を把握した上で、団体内で災害医療の確保を図る組織を立ち上げる。

（参考）：兵庫県の動き（保健医療関係）

災害対策本部の内部組織として、保健医療部長を本部長とする保健医療調整本部を立ち上げる。

<主な保健医療調整本部機能>

- ・保健医療活動チームの派遣・活動調整
- ・保健医療活動に関する情報連携
- ・保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整

【主な保健医療活動チームと派遣調整の担当】

支援チーム	調整担当	連絡先
災害時派遣医療チーム (DMAT)	DMAT 調整班 (医務課・災害医療センター)	078-362-4351
医療救護班（日赤救護班、国公立病院救護班、JMAT 等）	医療救護班 (医務課・災害医療センター)	078-362-4351
災害派遣精神医療チーム (DPAT)	DPAT 調整班 (障害福祉課・他)	078-362-9498
災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	DHEAT 調整班 (保健医療部総務課・他)	078-362-3148
保健活動従事者 (保健師・栄養士・歯科衛生士)	保健活動調整班 (健康増進課)	078-362-3249

2 地域保健医療対策会議

(1) 目的

市町域を越えて広範囲に甚大な被害が発生し、多数の傷病者が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、災害対策地方本部の下、西播磨圏域における地域住民の生命を守り、適切な地域医療の確保等保健医療活動を調整するため、関係機関・団体等により構成される「西播磨(災害時)地域保健医療対策会議」を設置・運営する。

(2) 平 時

① 開催頻度、開催場所

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、災害医療コーディネーターの支援を受け、必要に応じて（年1回程度）開催する。

② 協議事項等

- ア 西播磨圏域における大規模災害発生時の医療連携体制に関すること
(関係機関連絡先リストの作成・更新を含む)
- イ 西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルに関すること
- ウ 大規模災害発生に備えた訓練等に関すること
- エ その他上記に係る連絡調整に関すること

③ 構成機関・団体、構成員等

- ア 表1に掲げる関係機関・団体の代表者で組織する。
- イ 平時は、事前に構成員を指名する。
- ウ 必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

④ 留意事項

龍野健康福祉事務所は、赤穂健康福祉事務所及び各市町・関係団体等と連携して、会議で協議した事項等について、圏域内の関係機関への情報提供に努める。

(3) 大規模災害発生時

① 開催時期、開催場所

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、災害医療コーディネーターの支援を受け、地域保健医療対策会議を設置・運営する。

原則として、可能な限り早期に第1回の対策会議を開催する。その後、継続して定期的に開催する。なお、開催場所については原則龍野健康福祉事務所とするが、被害の状況に応じて赤穂健康福祉事務所や災害拠点病院等やTV会議を利用するなど効率的な場所での開催を検討する。

また、赤穂健康福祉事務所は会議設置・運営に協力する。

② 協議事項等

- ア DMAT活動内容等の把握・情報提供に関すること。
- イ 避難所等での医療ニーズの把握・分析等に関すること。
- ウ 派遣された医療チームや自律的・自主的に集合した医療チームの配置調整等に関すること。
- エ 医師会等関係団体や災害拠点病院等の医療関係者、医療チームや健康福祉事務所・市町の担当者等による情報交換に関すること。
- オ その他上記に係る連絡調整に関すること。

③ 構成機関・団体、構成員等

- ア 表1に掲げる関係機関・団体の代表者で組織する。
- イ 必要に応じ、構成員以外の者の出席(DMAT統括等)を求めることができる。

表1 西播磨災害時地域保健医療対策会議 構成機関・団体

	平 時	災害発生時
龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）	○	○
赤穂健康福祉事務所	○	○
災害医療コーディネーター	○	○
地区医師会	○	○
地区歯科医師会	○	○
地区薬剤師会	○	○
県看護協会西播支部	○	○
災害拠点病院	○	○
公立病院（災害対応病院）	○	○
民間病院（災害対応病院）	○	—
消防本部	○	—
市町	○	○

IV 情報の連絡（収集・発信）

1 大規模災害発生時の医療関連情報の収集・共有

大規模災害発生時に、限られた医療資源で過剰な医療ニーズに対応するためには、日頃は独立している地域の医療機関の組織化が必要であり、そのためには災害時に各医療機関、関係団体等の状況を迅速、確実に情報収集し、関係機関・団体で共有することが重要である。

- (1) 大規模災害発生時に、対策会議の開催や、情報の収集・交換等を円滑に行うため、関係機関・団体の連絡先一覧（資料編参照）を作成し、各機関・団体で共有する。なお、本リストは担当者の個人情報等を含むため、各機関・団体において厳重に注意して所有する。
- (2) 龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、赤穂健康福祉事務所・各市町災害対策本部や医療機関・医療関係団体等と連携しつつ、災害時医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所・救護所の開設状況等に関して情報を収集し、医療救護班調整本部、災害対策西播磨地方本部等に報告するとともに、災害時医療情報システムや西播磨災害時地域保健医療対策会議等を活用して、市町災害対策本部や医療機関・医療関係団体等に情報提供する。
- (3) 龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、赤穂健康福祉事務所と連携し、医療救護班調整本部、災害対策西播磨地方本部等から、災害時医療に関わる情報を積極的に収集し、災害時医療情報システムや西播磨災害時地域保健医療対策会議等を活用して、市町災害対策本部や医療機関・医療関係団体等に伝達する。

2 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

(1) システムの概要

兵庫県において利用できる災害時医療情報システムは、

- ① 厚生労働省が運営する広域災害救急医療情報システム（以後国EMISと記載、Emergency Medical Information System）と、
- ② 兵庫県広域災害・救急医療情報システム（以後兵庫県EMISと記載、Hyogo wide area disaster, emergency care information system）がある。

※兵庫県EMISよりも国EMIS入力が優先となる。

(2) システムの操作（情報入力、収集等）

詳細については兵庫県医務課が作成した「医療機関向けEMIS入力マニュアル」（県ホームページにも掲載しているため、必ず平時に確認）を参考とし、入力する。

【入力方法の概要】

① システムに参加している医療機関は、発災後できるだけ速やかに国EMISにログインする。

② 緊急時入力を行う。

※一度入力した項目も状況が変われば何度でも情報を修正する。

③ 緊急時入力が完了した後、詳細入力を行う。

※緊急時入力後、引き続き詳細入力が可能な場合は、そのまま続いて詳細入力を行うが、詳細な情報が不明な場合は、時間をおいてから詳細入力を行うことも可能である。

※一度に全項目を入力できなくても、確認できた項目から入力する。

※一度入力した項目も、状況が変われば何度でも情報を修正する。

④ システムに参加している医療機関や関係機関は、医療機関状況モニターにより、圏域内外の医療情報を収集する。

【EMISが入力できない場合等について】

- ・サーバーがダウンするなどによって国EMISが利用できない場合は、兵庫県EMISにログインし緊急時入力(支援依頼)・詳細入力を行う。

- ・自院での国EMISへの入力が不可能な医療機関については、龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）・赤穂健康福祉事務所、DMAT等が入力を代行することが可能であるので、入力が不可能な医療機関は、龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）・赤穂健康福祉事務所に電話、FAX等で連絡し、代行入力を依頼する。

※報告内容の様式→資料編 関連資料5 参照

- ・医療機関から災害医療情報の入力がない場合は、龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）・赤穂健康福祉事務所は、必要に応じ、電話等による確認又は現地確認等を行い、入力を代行する。

【災害時にシステムを円滑に活用するための留意点】

- ・システムに参加している医療、行政等の災害医療関係者が、国EMISについて十分に把握しておくことが重要である。

- ・国EMISの入力内容についての理解を深め、入力精度の向上を図る必要がある。（年1回程度必要に応じて西播磨圏域で入力訓練を実施）

- ・災害時の入力担当者の確保や停電時でも入力ができる環境整備等について検討しておく必要がある。また、EMISは平成28年度よりスマートフォン・タブレットでも対応可能となった。

V 災害救急医療等の確保（急性期～亜急性期）

1 医療機関におけるライフライン（電気・ガス・通信・水道等）の確保

- (1) 医療機関は、ライフラインの被災状況を確認・把握する。
- (2) 医療機関は、ライフラインの被災状況を取りまとめ、関係機関に報告する。（国 EMIS が導入されている医療機関は、システムを通じて報告。また、国 EMIS が導入されていない医療機関は、市町に報告）。
- (3) 災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）は、国 EMIS を通じて医療機関から報告を受けたライフラインの被災状況を取りまとめ、関係機関（医務課、龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）、市町）へ連絡する。
- (4) 市町は、国 EMIS が導入されていない医療機関からライフラインの被災状況の報告を受けた場合は、これを取りまとめ、関係機関（医務課、災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）、龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）、赤穂健康福祉事務所）へ連絡する。
- (5) 市町、医療機関、龍野健康福祉事務所・赤穂健康福祉事務所、医務課、災害情報センターは、医療機関のライフラインの被災状況に関する情報を互いに共有するとともに、ライフラインが途絶えている場合は、事業者に医療機関への早期復旧（優先復旧）を要請する。

【透析患者等への医療対策：ライフライン確保に関して特に留意すること】

- (1) 透析医療機関は、日本透析医会災害時情報ネットワーク（<https://www.saigai-touseki.net/list/>）等を活用して、人工透析患者の受療状況及び自院の稼働状況等にかかる情報を発信する。
- (2) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所は、災害時透析医療リエゾンと連携し、災害時情報ネットワーク等を活用して、透析医療機関の被害状況、稼働状況を把握するとともに、患者を受け入れ可能な透析医療機関の情報を収集する。
- (3) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町は、避難所・救護所、医療機関等を通じ、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保を図る。
- (4) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町等は、透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に基づき、必要な措置を講じる。

2 医薬品等の確保

- (1) 龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）及び市町は、必要な医薬品等の把握・確保に努める。また、医薬品等の確保が困難な場合は、医務課を通じて薬務課に要請するとともに、薬務課は、販売業者に供給を要請する。なお、市町が、販売業者から搬送される医薬品等の集積基地を設置する場合は、仕分けや運搬のための人員・手段を確保し、迅速な供給に努める。
- (2) 医療機関（特に災害拠点病院及び災害対応病院等）は、備蓄する医薬品の活用を図る（DMA T・医療救護班に対しては、携行用医薬品の供給・補給等を行う）。

3 保健医療活動チームの派遣調整（受援にかかる調整）

(1) DMA Tの派遣

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）及び市町は、DMA Tの派遣が必要となる可能性がある場合は、県医務課（医務課と連絡がとれない場合は、災害医療センター（災害救急医療情報指令センター））に連絡する。また、DMA Tの派遣が必要になった場合は、医務課（医務課と連絡がとれない場合は、災害医療センター（災害救急医療情報指令センター））に派遣を要請する。

派遣されたDMA TはDMA T調整班の指揮体制に則り、地域保健医療対策会議の指揮調整に基づき活動を行う。ただし、所管する地域保健医療対策会議の体制が整うまでの間はDMA T調整班の指揮の下、DMA T活動拠点本部において指揮調整を行う。

地域保健医療対策会議への指揮調整の引継ぎは現地の状況を踏まえDMA T調整班において決定する。

「DMA T派遣調整 系統図」

※先駆実験（→）：「DMA Tの待機又は派遣の要請」を示す
※先駆点検（→）：「DMA Tの派遣調整の要請」を示す



(2) 医療救護班の派遣

市町は、重症被災者数や傷病内容等から市町内で必要な医療従事者の確保が困難な場合（または困難となる可能性がある場合）、地域保健医療情報センターに医療救護班の派遣を要請する。（ただし、地域保健医療情報センターの機能が被災等で不十分な場合は医務課へ派遣調整）

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、市町から救護班派遣の要請があった場合、地域内で医療従事者の確保が困難である場合、医務課に救護班の派遣を要請する。また医務課は、市町及び地域保健医療情報センターから救護班派遣要請があった場合、又は医務課自ら必要と判断した場合は、県内の医療機関や医療関係団体等に医療救護班の派遣を要請する。

※主な医療救護班と派遣要請順位（派遣順位は被災場所や状況、派遣医療機関の準備体制等により決定するが概ね以下を想定）

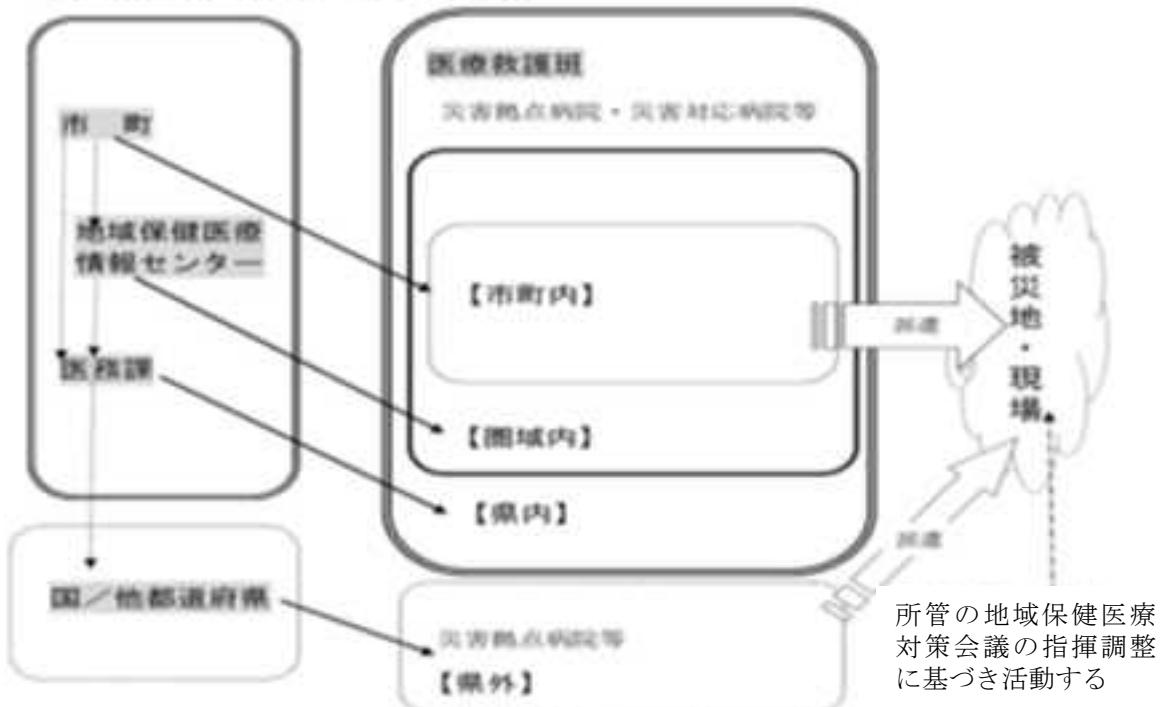
第1：災害拠点病院、日本赤十字兵庫支部

第2：県立病院、国立病院機構、公立病院等

第3：JMAT 兵庫（兵庫県医師会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会、兵庫県看護協会）

被災地域に派遣された医療救護班は、当該地域を所管する地域保健医療対策会議の指揮調整に基づき活動を行う。

「医療救護班 派遣調整 系統図」



(3) D P A T の派遣

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）及び市町は、D P A T の派遣が必要となる可能性がある場合は、障害福祉課に連絡する。また、D P A T の派遣が必要になった場合は、障害福祉課に派遣を要請する。

- ※ D P A T は、あらかじめ定められた編成等で現地に出向き、現地の指揮命令系統の下で、急性期の精神科医療ニーズへの対応（被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援等）を行う。

被災地域に派遣されたD P A T は、当該地域を所管する地域保健医療対策会議の指揮調整に基づき活動を行う。

(4) D H E A T の派遣

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）及び市町は、D H E A T の派遣が必要となる可能性がある場合は、保健医療部総務課に連絡する。また、D H E A T の派遣が必要になった場合は、保健医療部総務課に派遣を要請する。

- ※ D H E A T は、あらかじめ定められた編成等で現地に出向き、保健医療調整本部や地域保健医療情報センター等において、本部運営や医療提供体制の再構築・避難所等での保健予防活動の確保に係る調整業務の支援を行う。

4 救護所・救護センターの設置・運営

市町は、救護所の設置が必要と判断した場合は、速やかに救護所を開設するとともに龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）及び赤穂健康福祉事務所と連携し、医療従事者の配置を調整する。

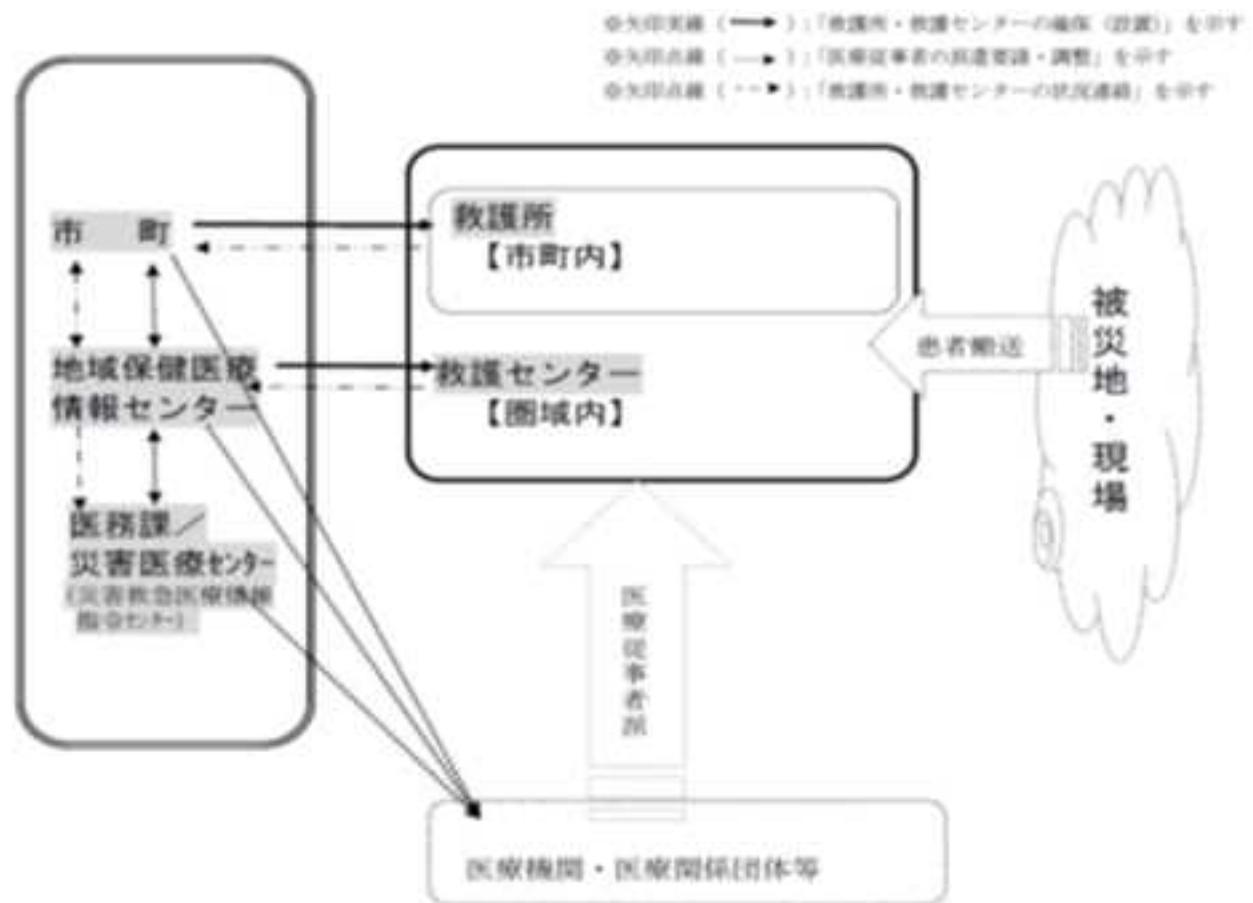
(1) 龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、市町から救護センターの設置要請があった場合、又は市町だけでは患者への対応が困難と見込まれる場合は、救護センターを医務課と協議・調整の上、開設するとともに、市町及び医務課と連携し、医療従事者の配置を調整する。

- ※ 災害時に患者が多数発生した場合で、
- ・ 被災地内の医療機関が被災し、十分に対応できないと見込まれる場合
 - ・ 被災地と医療機関が離れているために応急処置ができない場合 等
- において、救護所・救護センターを開設する。

- (2) 市町は、救護所の設置状況や患者の診療状況等を取りまとめ、龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）に連絡する。
- (3) 龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、市町から報告を受けた救護所の設置状況や患者の診療状況等、また、自ら設置した救護センターの設置状況や患者の診療状況等を取りまとめ、医務課及び災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）に連絡する。
- (4) 龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）・赤穂健康福祉事務所及び市町は、救護所・救護センターの設置状況についての情報共有を図る。

※ 救護所・救護センターでの診療については、原則として医師会を中心管理し、地域保健医療情報センターや市町の指示があるときは、その指示に基づき管理する。

「救護所・救護センターの設置 系統図」



5 被災患者の受け入れ

- (1) 医療機関は、被災患者の受け入れに努める。特に、災害拠点病院は、他の医療機関や救護所・救護センターからの被災患者の受入拠点として、重症患者を中心に受け入れる。

※ 診察した被災患者の症例・検査結果で、特異のものがある場合は、医療機関は、地域保健医療情報センターに報告。

また、地域保健医療情報センターは、医務課及び災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）に報告する。

- (2) 医療機関は、受け入れた被災患者の診療状況等を取りまとめ、報告する（国 EMIS が導入されている医療機関は、システムを通じて報告する。また、国 EMIS が導入されていない医療機関は、市町に報告する）。システムが導入されていて、システムが使用できない場合は龍野健康福祉事務所または赤穂健康福祉事務所が代行入力可能であるため、代行入力を依頼する。（災害時には、国 EMIS による報告を優先するが、国 EMIS が使用できない場合は、県 EMIS により報告を行う。）

※報告内容については資料編 関連資料 1 を参照

- (3) 災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）は、国 EMIS を通じて医療機関から報告を受けた被災患者の診療状況等を取りまとめ、関係機関（医務課、龍野健康福祉事務所、市町）へ連絡する。また、市町は、国 EMIS が導入されていない医療機関から被災患者の診療状況等の報告を受けた場合は、これを取りまとめ、地域保健医療情報センター（龍野健康福祉事務所）へ連絡する。

- (4) 医療機関（災害拠点病院を除く）は、多数の被災患者があるために、その受け入れが困難である場合は、市町に調整を要請する。

- (5) 災害拠点病院は、多数の被災患者があるために、その受け入れが困難である場合は、龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）に調整を要請する。

- (6) 市町は、医療機関（災害拠点病院を除く）から被災患者の受け入れ調整の要請があった場合は、市町内で受入医療機関の確保を行う。

- (7) 市町は、多数の被災患者があるために、市町内でその受入医療機関の確保が困難である場合は、龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）

に調整を要請する。

- (8) 龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、災害拠点病院及び市町から被災患者の受け入れ調整の要請があった場合は、災害医療圏域内（必要に応じ隣接圏域内）で受入医療機関の確保を行う。
- (9) 龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、多数の被災患者があるために、災害医療圏域内（必要に応じ隣接圏域内）で受入医療機関の確保が困難である場合は、医務課に調整を要請する。

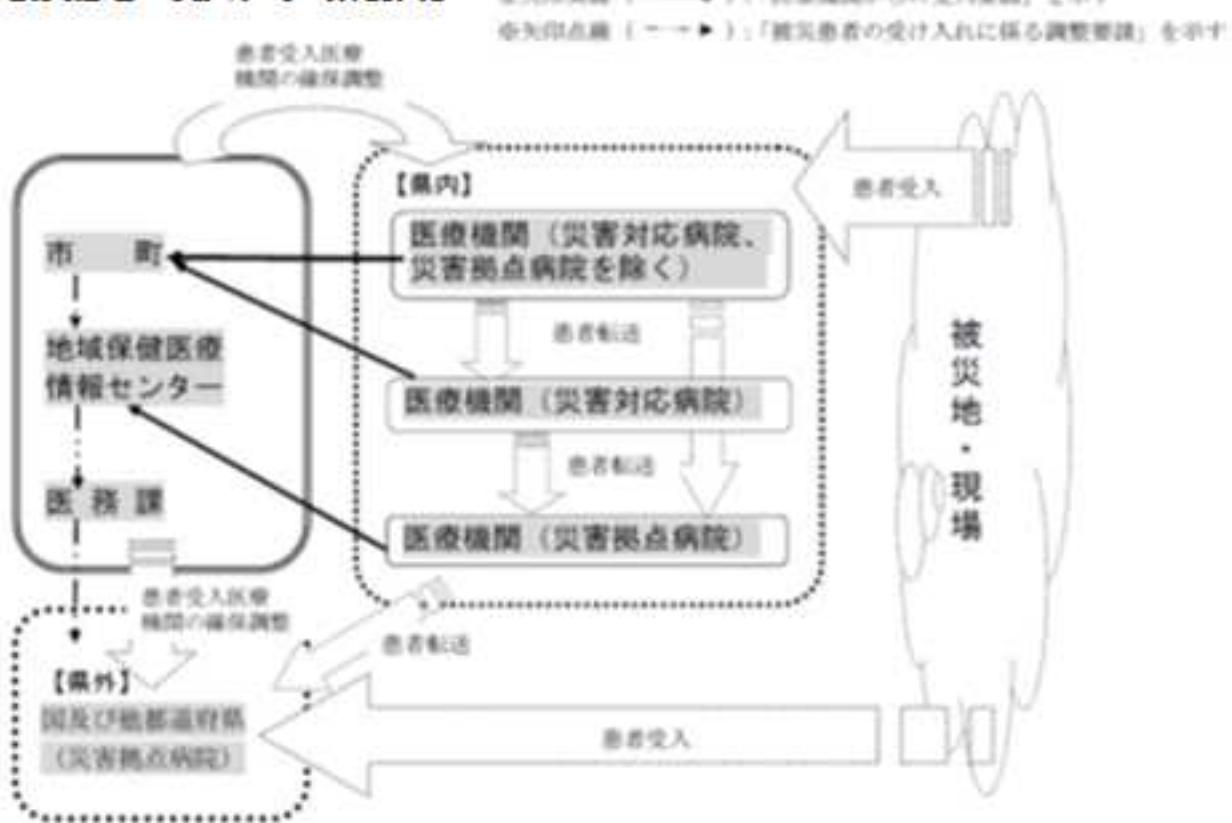
6 被災患者搬送体制の整備

市町・医療機関・龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、被災患者を搬送する車両等が不足するときは、医療機関の患者搬送車を活用するほか、応急的に調達した車両の活用等も図る。

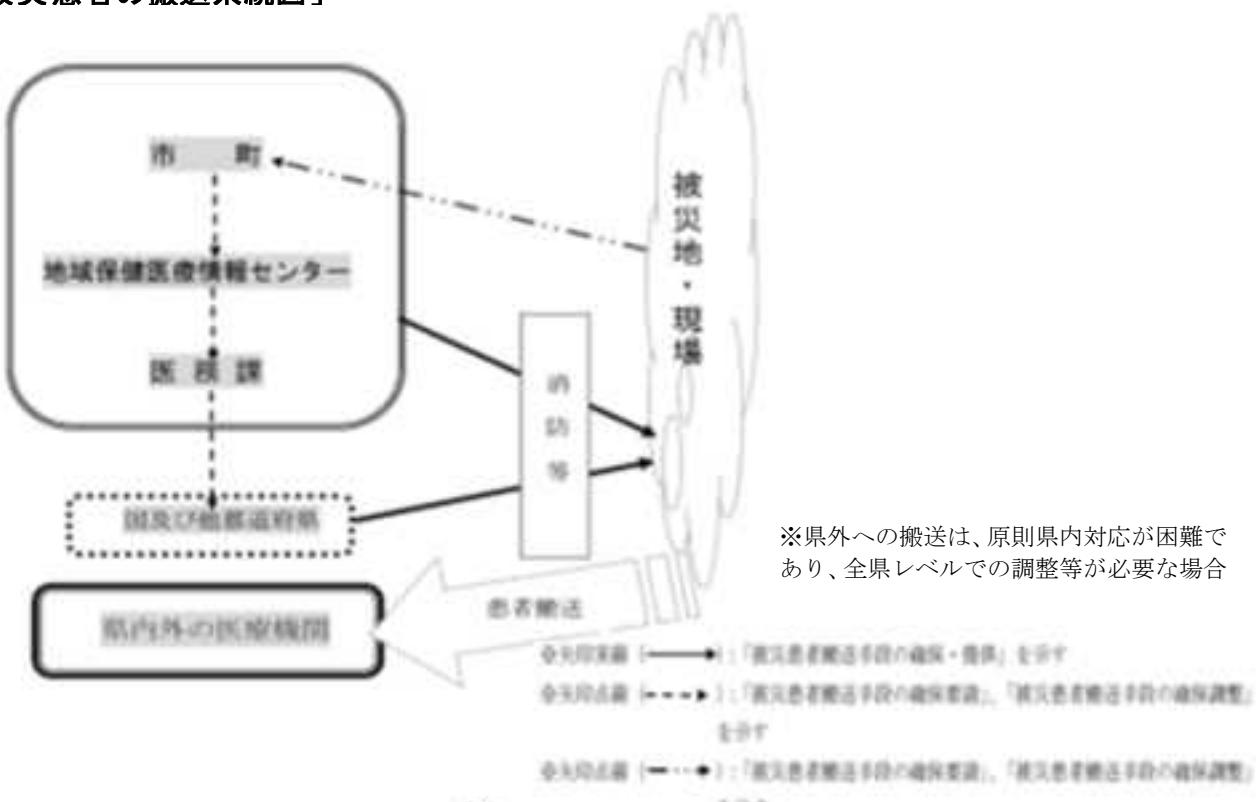
※ヘリコプターによる被災患者の搬送が必要なときは、県（例：ドクターヘリの場合は医務課、消防防災ヘリの場合は消防課）に搬送を依頼。

- (1) 医療機関は、多数の被災患者があるために、医療機関内でその搬送手段の確保が困難である場合は、災害拠点病院の場合は龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）に、災害拠点病院以外の場合は市町に調整を要請する。
- (2) 市町は、医療機関（災害拠点病院を除く）から搬送調整の要請があった場合、または医療機関（災害拠点病院を除く）レベルで搬送手段の確保が困難であると見込まれる場合は、市町内で搬送手段の確保を行う。
- (3) 市町は、多数の被災患者があるために、市町内でその搬送手段の確保が困難である場合は、龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）に調整を要請する。
- (4) 龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、市町から被災患者の搬送調整の要請があった場合、災害拠点病院から搬送調整の要請があった場合、または市町・災害拠点病院レベルで搬送手段の確保が困難であると見込まれる場合は、災害医療圏域内で搬送手段の確保を行う。また、災害医療圏域内で被災患者の搬送手段の確保が困難である場合は、医務課に調整を要請する。

「被災患者の受け入れ等 系統図」



「被災患者の搬送系統図」



7 難病患者等人工呼吸器装着在宅患者への医療対策

- (1) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町は関係機関と人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これら患者の状況に応じた必要な措置を図る。
- (2) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町等は、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者に必要な電力、必要な物品等の確保状況に基づき必要な措置を講じる。

VI その他保健医療等への対応（亜急性期～慢性期）

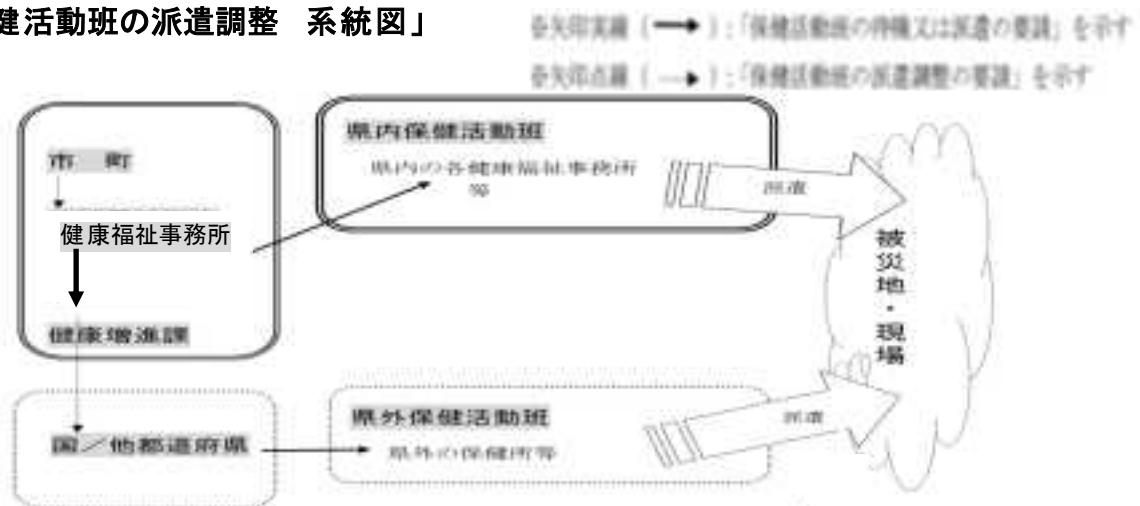
龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）・赤穂健康福祉事務所、各市町、医療機関・医療関係団体等は、災害からの復旧が長期にわたると考えられる場合は、相互に連携を図り、次の対策等を被災地内で講じる。なお、具体的な活動については、個別の計画、指針、マニュアル等に基づき実施する。

1 被災者への健康対策（保健活動班の派遣調整含む）

- (1) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び市町は被災者に対する健康状態の悪化予防を図るために、保健活動班（保健師・栄養士・歯科衛生士）の派遣が必要となる場合は、健康増進課に連絡する。派遣調整が必要な場合は、龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所から健康増進課あて派遣を要請する。また、赤穂健康福祉事務所から派遣調整を行う場合は、健康増進課への要請と同時に、地域医保健医療情報センター（龍野健康福祉事務所）に状況を報告する。

被災地域に派遣された保健活動班は、地域を所管する地域保健医療対策会議の指揮調整に基づき活動する。

「保健活動班の派遣調整 系統図」



- (2) 各市町、龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所は、医師会等関係団体と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や訪問指導・栄養相談を行い、心身の機能低下の予防に努める。
- (3) 医療が必要な（または診療が中断されている）被災者に対しては、受診を促す。

2 感染症の防止対策

- (1) 被災地内で感染症の発生の恐れがある場合は、各市町、龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所は速やかに防疫用資材を提供し、住民等の協力を得て、防疫活動を計画的・継続的に実施する。
- (2) 被災地内で感染症患者が発生した場合は、龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所は速やかに疫学調査・検疫調査等を実施し、患者の収容や汚染範囲の消毒等に努める。
- (3) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町、医療機関、医療関係団体等は感染症の発生動向調査等によって、感染症の流行状況を把握し、拡大防止に努める。

3 透析患者等への医療対策

- (1) 透析医療機関は、日本透析医会災害時情報ネットワーク（<https://www.saigai-touseki.net/list/>）等を活用して、人工透析患者の受療状況及び自院の稼働状況等にかかる情報を発信する。
- (2) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所は、災害時透析医療リエゾンと連携し、災害時情報ネットワーク等を活用して、透析医療機関の被害状況、稼働状況を把握するとともに、患者を受け入れ可能な透析医療機関の情報を収集する。
- (3) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町は、避難所・救護所、医療機関等を通じ、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保を図る。
- (4) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町等は、透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に基づき、必要な措置を講じる。

4 難病患者等への医療対策

(1) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町は、被災地及び近隣における難病患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を広域災害救急医療情報センター等から把握し、疾病対策課や市町医師会等関係機関と連携して、広報誌、避難所・救護所、医療機関等を通じ、難病患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保を図る。

また、関係機関と人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これら患者の状況に応じた必要な措置を図る。

(2) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所、各市町等は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講じる。

また、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者に必要な電力、必要な物品等の確保状況に基づき必要な措置を講じる。

5 精神障害者への医療対策

(1) 各市町、龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所は、被災地内の支援が必要な精神障害者の所在確認、被災・受療状況等を迅速に把握し、継続的医療の確保に努める。

(2) 各市町、龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所は、避難所等で精神障害者及びその家族への巡回相談を行うとともに、精神疾患の急発・急変等については、必要に応じて主な医療機関の稼働状況を広域災害救急医療情報センター等から把握し、医師会等の関係機関と連携・協力して精神科救急対応に努める。

6 被災者へのこころのケア対策

(1) 龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所は、災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応するため、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに市町と協力して情報の提供や知識の普及に努める。

(2) 精神科医療が必要な被災者に対しては、受診を促す。

7 歯科保健対策

龍野健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所は、各市町及び関係団体と連携し、歯及び口腔ケアに関する情報の提供や知識の普及に努める。

VII 資料編

1. 関係機関・団体等の連絡先一覧（主に西播磨地域）

- 1) 行政関係等
 - ① 県関係（地域医療情報センター、健康福祉事務所、県民局、本庁）
 - ② 市町（保健医療担当、防災担当）
 - ③ 災害医療コーディネーター
- 2) 医療機関及び災害拠点病院
 - ① 医療機関（病院）
 - ② 透析医療機関
 - ③ 県内の災害拠点病院
- 3) 消防・警察関係
 - ① 消防本部
 - ② 警察署
- 4) 医療関係団体
 - ① 医師会
 - ② 歯科医師会
 - ③ 薬剤師会
 - ④ 看護協会
- 5) その他災害時対応関係機関

2. 関連資料

- 1) EMIS（広域災害・救急医療システム）による被災情報報告内容（様式）
- 2) 各市町での救護所設置及び設置予定場所一覧
- 3) 各市町での医療品備蓄及び水の確保体制
- 4) 西播磨圏域ヘリポート一覧
- 5) 保健医療活動チームの概要及び関連用語の説明

【参考】災害フェーズと主なタイムライン

(主な参考資料・文献)

- ・平成 29 年度 7 月 5 日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療活動にかかる体制の整備について」（災害診療記録・避難所日報様式含む）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/file/29.0705.hokenniryoukatsudoutaiseibi.pdf>
- ・DHEAT 活動ハンドブック（平成 31 年 3 月 全国保健所長会）
http://www.phcd.jp/02/t_bousai/dheat06.html
- ・地域災害救急医療等にかかるマニュアル指針（令和元年 8 月 兵庫県）
- ・兵庫県地域防災計画（平成 27 年修正 兵庫県）

関係機関・団体等の連絡先一覧(主に西播磨地域)

1 行政関係

①県関係

区分	組織名	電話	FAX	その他・携帯 (災害時のみ)	メールアドレス
		衛星電話	衛星FAX		
県民局内	西播磨県民局 (総務企画室総務防災課)	0791-58-2112～3	0791-58-2328		Nsharimasom@pref.hyogo.lg.jp
		7-189-1124～5	7-189-630		
	龍野健康福祉事務所 (地域保健医療情報センター)	0791-63-5149	0791-63-9234		Tatsunokf@pref.hyogo.lg.jp
		7-188-1253・1235	7-188-634・632	※IP電話 2800292	
本庁	赤穂健康福祉事務所	0791-43-2321	0791-43-5386		Akoukf@pref.hyogo.lg.jp
				※IP電話 2800329	
本庁	兵庫県庁(代表)	078-341-7711			
	災害医療センター(事業課) (災害救急医療情報指令センター)	078-241-3131	078-241-2772		
	災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911～3		
		7-151-5361・5342	7-151-6380・6381		

②市町関係(上段が防災担当、下段が保健医療担当部署)

	組織名	電話	FAX	災害時(平常時の使用不可)	メールアドレス
	郵便番号 住 所	衛星電話	衛星FAX	その他・携帯(災害時のみ)	
相生市	企画総務部危機管理課危機管理係	0791-23-7132	0791-22-6439	0791-23-7132	kikikanri@city.aioi.lg.jp
	678-8585 相生市旭1-1-3	7-208-52	7-208-61		
	健康福祉部子育て元気課健康増進係	0791-22-7168	0791-23-4596		kenko@city.aioi.lg.jp
	678-0031 相生市旭1-6-28				
たつの市	危機管理監危機管理課	0791-64-3131	0791-63-3788	0791-64-3219	kikikanri@city.tatsuno.lg.jp
	679-4192 たつの市龍野町富永1005-1	7-221-53	7-221-61		
	健康部健康課	0791-63-2112	0791-63-2122		kenko@city.tatsuno.lg.jp
	679-4167 たつの市龍野町富永410-2				
赤穂市	市長公室危機管理担当	0791-43-3201	0791-43-6892	0791-43-6866	anzenanshin@city.akoh.lg.jp
	678-0239 赤穂市加里屋81	7-212-52	7-212-61		
	赤穂市保健センター	0791-46-8701	0791-46-8705		hoken@city.akoh.lg.jp
	678-0176 赤穂市南野中321				
宍粟市	市長公室危機管理課	0790-63-3119	0790-63-3064	0790-63-3000	kikikanri-kk@city.shiso.lg.jp
	671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6	7-521-52	7-521-61		
	健康福祉部保健福祉課	0790-62-1000	0790-62-6354		kenkozoshin-kk@city.shiso.lg.jp
	671-2573 宍粟市山崎町今宿5-15				
太子町	企画政策課地域安全係	079-277-1010	079-276-3892	079-277-5998	kikaku@town.hyogotaishi.lg.jp
	671-1592 摂保郡太子町鶴280-1	7-464-53	7-464-61		
	太子町保健福祉会館	079-276-6630	079-276-6631		kenko@town.hyogotaishi.lg.jp
	671-1553 摂保郡太子町老原102-1				
上郡町	住民課	0791-52-1111	0791-52-5172	0791-52-1115	jyumin@town.kamigori.lg.jp
	678-1292 赤穂郡上郡町大持278	7-481-51	7-481-61		
	上郡町保健センター	0791-52-2188	0791-52-5060		hoken@town.kamigori.lg.jp
	678-1231 赤穂郡上郡町上郡500-1				
佐用町	企画防災課防災対策室防災対策係	0790-82-2521	0790-82-0492	0790-82-0664	bosai@town.sayoh.lg.jp
	679-5380 佐用郡佐用町佐用2611-1	7-501-61	7-501-52		
	健康福祉課	0790-82-0661	0790-82-0144		hokencenter@town.sayoh.lg.jp
	679-5380 佐用郡佐用町佐用2611-1				

③災害医療コーディネーター

◎令和4年10月末時点 西播磨圏域4名

赤穂市民病院	宗行正敏
赤穂市民病院	岡野博明
たつの市・揖保郡医師会	板垣有亮
赤穂郡医師会	大岩敏彦

(参考)

1 災害医療コーディネーターとは

災害拠点病院の長及び医療関係団体の代表者からの推薦に基づき、知事から委嘱を受けた者

2 活動内容(概要)

(1) 災害拠点病院災害医療コーディネーター

① 平 時

・行政等に対する災害救急医療システムの整備についての助言・指導 等

② 災害発生時

・医療機関への被災患者の受け入れやDMAT及び医療救護班の派遣についての調整・支援

・DMAT及び医療救護班の派遣の実施についての判断

・行政や医療機関等に対する災害医療の確保についての助言・指導・連絡調整 等

(2) 郡市区医師会災害医療コーディネーター

① 平 時

・県、市町等が実施する防災訓練への参加

・国、県等が実施する災害医療に関する研修会等への参加

② 災害発生時

・地域医療対策会議への会議副代表としての参画

・JMAT兵庫の災害現場等への派遣に際し、医療救護班調整本部や関係機関

(圏域内災害拠点病院、県医師会、圏域内都市医師会等)への連絡、派遣調整 等

2 圏域内医療機関

①病院(すべてEMIS登録機関)

区分	医療機関	電話	災害時(平常時の使用不可)	災害拠点病院	災害対応病院	救急告示病院
	郵便番号 住 所	FAX	その他・携帯(災害時のみ)			
病院 (龍野健康福祉事務所管内)	医療法人古橋会 捨保川病院	0791-72-3050				
	671-1688 たつの市揖保川町半田703番地1	0791-72-5895				
	医療法人社団景珠会 八重垣病院	0791-75-1222			○	○
	679-4315 たつの市新宮町井野原531番地の2	0791-75-3920	※IP電話 2800221			
	県立粒子線医療センター	0791-58-0100				
	679-5162 たつの市新宮町光都1丁目2番1号	0791-58-2600				
	たつの市民病院	0791-322-1121			○	○
	671-1311 たつの市御津町中島1666番地1	0791-322-3177	※IP電話 2800218			
	信原病院	0791-66-0981				
	679-4017 たつの市揖西町土師720番地	0791-66-2687				
	とくなが病院	0791-65-2232			○	○
	679-4109 たつの市神岡町東脣崎字鍵田473番地5	0791-65-2235	※IP電話 2800220			
	龍野中央病院	0791-62-1301			○	○
	679-4121 たつの市龍野町島田 667番地	0791-62-4530				
	栗原病院	0791-63-0572			○	○
	679-4167 たつの市龍野町富永495番地の1	0791-63-9653	※IP電話 2800219			
	兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	0791-58-1050				
	679-5165 たつの市新宮町光都1丁目7番1号	0791-58-1071				
	公立宍粟総合病院	0790-62-2410			○	○
	671-2576 宍粟市山崎町鹿沢93番地	0790-62-0676	※IP電話 2800212			
病院 (赤穂健康福祉事務所管内)	医療法人三宅会 太子病院	0791-277-1616			○	
	671-1561 捨保郡太子町鶴387番地	0791-276-3552	※IP電話 2800217			
	医療法人社団一葉会 佐用共立病院	0790-82-2321			○	○
	679-5301 佐用郡佐用町佐用1111番地	0790-82-2894	※IP電話 2800215			
	医療法人聖医会 佐用中央病院	0790-82-2154			○	○
	679-5301 佐用郡佐用町佐用3529番地の3	0790-82-2789	※IP電話 2800216			
	尾崎病院	0790-77-0221				
	679-5225 佐用郡佐用町上三河141番地の4	0790-77-0224	※IP電話 2800214			
	相生市民病院	0791-22-7126				
	678-0008 相生市栄町5番12号	0791-22-0355	※IP電話 2800223			
	医療法人 IHI播磨病院	0791-22-0380				
	678-0031 相生市旭3-5-15	0791-23-1743				
	医療法人社団天馬会 半田中央病院	0791-22-0656			○	○
	678-0031 相生市旭3丁目2番18号	0791-22-0259	※IP電話 2800222			
	魚橋病院	0791-28-1395				
	678-0081 相生市若狭野町若狭野235番地の26	0791-28-0163				
	医療法人櫻仁会 赤穂記念病院	0791-43-2715				
	678-0201 赤穂市塩屋3450番地5	0791-43-2716				
	医療法人伯鳳会 赤穂中央病院	0791-45-1111				○
	678-0241 赤穂市惣門町52番地の6	0791-45-1124				
	赤穂市民病院	0791-43-3222		○		○
	678-0232 赤穂市中広1090番地	0791-43-0351	※IP電話 2800224			
	医療法人千水会 赤穂仁泉病院	0791-48-8087				
	678-0173 赤穂市浜市408番地	0791-48-1066				
	医療法人伯鳳会 赤穂はくほう会病院	0791-45-1111				
	678-0239 赤穂市加里屋字新町99番地	0791-45-1124				

◆その他の救急告示医療機関

区分	医療機関	電話	災害時(平常時の使用不可)
	郵便番号 住 所	FAX	その他・携帯(災害時のみ)
有床診療所	いたがき総合診療クリニック	0791-66-1199	
	679-4016 兵庫県たつの市揖西町南山2丁目111番	0791-66-1198	

②透析医療機関

区分	市町	医療機関名	住 所	電話	FAX
病院	たつの市	龍野中央病院	龍野町島田667	0791-62-1301	0791-62-4530
病院	たつの市	とくなが病院	神岡町東觜崎字鍵田473-5	0791-65-2232	0791-65-2235
診療所	佐用町	さかいクリニック	林崎644-1	0790-78-8833	0790-78-8831
病院	宍粟市	公立宍粟総合病院	山崎町鹿沢93番地	0790-62-2410	0790-62-0676
病院	赤穂市	赤穂中央病院	惣門町52-6	0791-45-1111	0791-45-1124
災害拠点	赤穂市	赤穂市民病院	中広1090	0791-43-3222	0791-43-0351
病院	相生市	半田中央病院	旭3-2-18	0791-22-0656	0791-22-0259
病院	相生市	IHI播磨病院	旭3-5-15	0791-22-0380	0791-23-1743
診療所	太子町	江尻クリニック	鶴字長福寺869-1	079-276-1324	079-275-2155

(参考)災害時透析医療リエゾン:透析医療に関する情報収集、連絡調整等の担当者

	管内	所属機関	担当者	連絡先
西播磨	龍野保健所管内	公立宍粟総合病院	入本 圭	0790-62-2410
	赤穂保健所管内	赤穂市民病院	白井 幸弘	0791-43-3222

③県内の災害拠点病院

区分	災害医療圏域	災害拠点病院名	所在地	備考
			TEL	
			FAX	
基幹	全県	兵庫県災害医療センター	651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1 TEL:078-241-3131 FAX:078-241-2772	救命救急センター
		神戸赤十字病院	651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1 TEL:078-231-6006 FAX:078-241-7053	
兵庫県下の災害拠点病院	神 戸	神戸市立医療センター 中央市民病院	650-0047 神戸市中央区港島南町2-1-1 TEL:078-302-4321 FAX:078-302-7537	救命救急センター
		神戸大学医学部附属病院	650-0017 神戸市中央区楠町7-5-2 TEL:078-382-5111 FAX:078-382-5050	
	阪神	県立尼崎総合医療センター	660-8550 尼崎市東難波町2-17-77 TEL:06-6480-7000 FAX:06-6480-7001	救命救急センター
		兵庫医科大学病院	663-8031 西宮市武庫川町1-1 TEL:0798-45-6111 FAX:0798-45-6608	
		県立西宮病院	662-0918 西宮市六湛寺町13-9 TEL:0798-34-5151 FAX:0798-23-4594	救命救急センター
		宝塚市立病院	665-0827 宝塚市小浜4-5-1 TEL:0797-87-1161 FAX:0797-87-5624	
	東播磨	県立加古川医療センター	675-8555 加古川市神野町神野203 TEL:079-497-7000 FAX:079-438-8800	救命救急センター
	北播磨	西脇市立西脇病院	677-0043 西脇市下戸田652-1 TEL:0795-22-0001 FAX:0795-23-0699	
	中播磨	はりま姫路総合医療センター	670-8560 姫路市神屋町3丁目264番地 TEL:079-289-5080 FAX:079-289-2080	救命救急センター
		姫路赤十字病院	670-8540 姫路市下手野1-12-1 TEL:079-294-2251 FAX:079-296-4050	
		独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター	670-8520 姫路市本町68番地 TEL:079-225-3211 FAX:079-223-8310	
	西播磨	赤穂市民病院	678-0232 赤穂市中広1090 TEL:0791-43-3222 FAX:0791-43-0351	
但馬	公立豊岡病院		668-8501 豊岡市戸牧1094 TEL:0796-22-6111 FAX:0796-22-0088	救命救急センター
			667-8555 養父市八鹿町八鹿1878-1 TEL:079-662-5555 FAX:079-662-3134	
	丹 波	公立八鹿病院	669-3464 兵庫県丹波市水上町石生2002- 7 TEL:0795-88-5200 FAX:0795-88-5210	
		県立丹波医療センター	656-0021 洲本市塩屋1-1-137 TEL:0799-22-1200 FAX:0799-24-5704	救命救急センター
淡 路	県立淡路医療センター			

3消防・警察関係

①消防本部

組織名	電話	FAX	災害時(平常時の使用不可)
郵便番号	住 所	衛星電話	衛星FAX
西はりま消防本部 671-1692 たつの市揖保川町正條279-1	0791-76-7121 028-859-43	0791-72-6119 028-859-62	情報指令室 電話 0791-76-7300 衛星電話 028-859-42
赤穂市消防本部 678-0239 赤穂市加里屋1120-120	0791-43-0119 7-761-43	0791-45-0119 7-761-62	0791-43-6884(救急課) ※IP電話 2800263

②警察署

組織名	電話	FAX	備考
郵便番号	住 所		
相生警察署 678-0007 相生市陸本町11-26	0791-22-0110	0791-22-5110	
たつの警察署 679-4167 たつの市龍野町富永1005-1	0791-63-0110	0791-63-9250	
赤穂警察署 678-0233 赤穂市加里屋中洲1-17	0791-43-0110	0791-45-0110	
宍粟警察署 671-2573 宍粟市山崎町今宿5	0790-62-0110	0790-62-9110	

※兵庫県警察本部ホームページより

4 医療関係団体

①医師会

組織名	電話	FAX	災害時(平常時の使用不可)
			その他・携帯(災害時のみ)
相生市医師会	0791-23-7250	0791-23-5302	
たつの市・揖保郡医師会	0791-63-2200	0791-63-3624	
赤穂市医師会	0791-42-1435	0791-42-1436	
宍粟市医師会	0790-75-2011	0790-75-2577	
赤穂郡医師会	0791-52-5000	0791-52-0850	
佐用郡医師会	0790-82-2317	0790-82-3908	

②歯科医師会

組織名	電話	FAX	災害時(平常時の使用不可)
			その他・携帯(災害時のみ)
相生・赤穂市郡歯科医師会	0791-45-2588	0791-45-2552	090-7495-9480
揖龍歯科医師会	0791-64-2120	0791-64-2134	
宍粟市歯科医師会	0790-63-3030	0790-63-3030	
佐用郡歯科医師会	0790-79-3377	0790-79-3377	

③薬剤師会

組織名	電話	FAX	災害時(平常時の使用不可)
			その他・携帯(災害時のみ)
兵庫県薬剤師会西播支部	079-277-3877	079-276-0513	赤穂市:寺田薬局 相生市:ハリマ薬局

④看護協会

組織名	電話	FAX	備考 災害時(平常時の使用不可)
兵庫県看護協会西播支部	079-265-5111	079-265-5001	姫路聖マリア病院 電話:079-265-5111 FAX:079-265-5001 ※西播支部代表の連絡先

5その他関係機関

組織名	電話	FAX	備考
中播磨健康福祉事務所 企画課・福祉部門	079-281-9207	079-224-3037	
中播磨健康福祉事務所 保健部門(福崎保健所)	0790-22-1234	0790-22-6680	

関連資料1

医療機関の被災状況報告様式(EMIS入力が可能な場合はEMIS入力し報告とする)

厚労省EMIS入力項目確認表 【緊急時入力】

No.	状況確認担当者	情報入力担当者	情報入力日時	特記事項

倒壊状況(入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ)		有	無
火災		有	無
浸水		有	無
ライフライン・サプライ状況	電気	無	有
	水	無	有
	医療ガス	不足	充足
	医薬品衛生資器材	不足	充足
患者受診状況	多数患者の受診	有	無
職員状況	職員の不足	不足	充足
その他支援が必要な状況	上記以外で支援が必要な理由 (200字以内)		
情報日時	情報取得日時(上記の状態を判断した日時)	____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分	
緊急連絡先	電話番号		
	メールアドレス		

(災害時のEMIS情報の連絡)

■EMISへのログインし情報入力

① 各医療機関のID及びパスワード

ID	
パスワード	

② 厚労省EMIS: <https://www.wds.emis.go.jp/>

※厚労省EMISが使えない場合のみ、県EMISからの入力もお試しください。

<http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/ap/qq/joh/mwmnlgingo01.aspx>

■(被災の状況等により)EMIS入力ができない場合(管轄保健所への連絡)

龍野健康福祉事務所へ電話またはFAXで「緊急時入力項目」「詳細入力項目」内容を連絡

TEL:0791-63-5150、FAX:0791-63-9234

(赤穂市・相生市・上郡町の病院等は) 赤穂健康福祉事務所へ電話またはFAXで連絡

TEL:0791-43-2934、FAX:0791-43-5386

厚労省EMIS入力項目確認表 【 詳細入力 】

機関名

No.	状況確認担当者	情報入力担当者	情報入力日時	特記事項

※は各項目の情報取得日時を記載

人院病 棟 ※ ____月____日____時____分		倒壊、倒壊の恐れ	有	無		
		火災	有	無		
		浸水	有	無		
救急外 来 ※ ____月____日____時____分		倒壊、倒壊の恐れ	有	無		
		火災	有	無		
		浸水	有	無		
一般外 来 ※ ____月____日____時____分		倒壊、倒壊の恐れ	有	無		
		火災	有	無		
		浸水	有	無		
手術室 ※ ____月____日____時____分		倒壊、倒壊の恐れ	有	無		
		火災	有	無		
		浸水	有	無		
ライフライン・サプラ イ状況 ※ ____月____日 ____時____分	電気	使用状況	停電中	発電機使用中	正常	
		残(発電機使用中)	半日	1日	2日以上	
	水道	使用状況	枯渇	貯水・給水対応中	井戸使用中	正常
		残(貯水・給水対応中)	半日	1日	2日以上	
	医療ガス	使用状況	枯渇	供給の予定無	供給の予定有	
		残(供給の予定無)	半日	1日	2日以上	
	食糧	配管損傷有無	有	無		
		使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	
	医薬品	残(備蓄で対応中)	半日	1日	2日以上	
		不足の医薬品 (200字以内)				
寝台用エレベーター稼働不可		不可	可			
医療機関の機能 ※ ____月____日____時____分		手術可否	不可	可		
		人工透析可否	不可	可		
現在の患者数状況 ※ ____月____日____時____分		発災後受入れた患者数	重症	人	中等症	人
		在院患者数	重症	人	中等症	人
今後、転送が必要な患者数 ※ ____月____日____時____分		重症度別患者数	重症	人	中等症	人
		人工呼吸／酸素が必要	人工呼吸	人	酸素	人
		その他の担送／護送	担送	人	護送	人
今後、受け入れ可能な患者数 ※ ____月____日____時____分		重症度別患者数	重症	人	中等症	人
		人工呼吸／酸素が必要	人工呼吸	人	酸素	人
		その他の担送／護送	担送	人	護送	人
外来受付状況、受付時間 ※ ____月____日____時____分		受付状況	受付不可	救急のみ	下記の通り受付	
		時間帯1	時 分	~	時 分	
		時間帯2	時 分	~	時 分	
		時間帯3	時 分	~	時 分	
職員数 ※ ____月____日 ____時____分	出勤職員 数	医師数	人 (内、DMAT隊員数 人)			
		看護師数	人 (内、DMAT隊員数 人)			
		その他出勤人数	人 (内、DMAT隊員数 人)			
その他 ※ ____月____日 ____時____分	その他(アクセス状況等、特記する事 項) (200字)					

関連資料2 各市町救護所設置予定場所一覧

相生市

	設置予定場所	住所	連絡先	
			電話	FAX
1	相生小学校	相生市川原町31-1	0791-22-7146	0791-22-7122
2	那波中学校	相生市那波南本町10-1	0791-22-7151	0791-22-7193
3	双葉中学校	相生市双葉1丁目2-1	0791-22-7152	0791-22-7154
4	矢野川中学校	相生市若狭野町寺田字桑ノ木原298	0791-28-0151	0791-28-0154

たつの市

救護所については、災害の規模に応じて設置することとし、小災害時においては、健康課(たつの市はつらつセンター)又は揖龍休日夜間急病センターに、大災害においては、医療機関並びに避難所及び災害現場に必要に応じて設置するものとする。

	設置予定場所	住所	連絡先	
			電話	FAX
1	たつの市はつらつセンター	たつの市龍野町富永410-2	0791-63-2112	0791-63-2122
2	揖龍休日夜間急病センター	たつの市龍野町富永410-2	0791-63-5510	0791-63-5502

赤穂市(赤穂市地域防災計画より)

主な設置場所は次のとおりとする。

- ① 公民館
- ② 小学校・中学校

	設置予定場所	住所	連絡先	
			電話	FAX
1	市民会館	赤穂市加里屋中洲3-55	0791-43-7450	0791-43-8440
2	赤穂小学校	赤穂市加里屋37	0791-42-2171	0791-42-5313
3	赤穂中学校	赤穂市加里屋2800-1	0791-42-2149	0791-42-2717
4	城西公民館	赤穂市上仮屋南350	0791-45-7062	0791-45-7063
5	城西小学校	赤穂市城西町41	0791-42-0698	0791-42-0618
6	塩屋公民館	赤穂市古浜町64	0791-42-3379	0791-42-3169
7	塩屋小学校	赤穂市古浜町69	0791-42-2129	0791-43-5789
8	赤穂西中学校	赤穂市塩屋1870	0791-42-2259	0791-43-6093
9	赤穂西公民館	赤穂市鶴和709-17	0791-45-3292	0791-45-3296
10	赤穂西小学校	赤穂市鶴和422-2	0791-45-0538	0791-45-0508
11	尾崎公民館	赤穂市さつき町9-1	0791-42-2139	0791-42-0935
12	尾崎小学校	赤穂市尾崎3117-3	0791-42-2108	0791-43-6107
13	御崎公民館	赤穂市朝日町1-2	0791-43-7453	0791-43-4693
14	御崎小学校	赤穂市朝日町3	0791-42-2278	0791-42-2273
15	赤穂東中学校	赤穂市朝日町1-1	0791-42-2320	0791-43-6102
16	坂越公民館	赤穂市坂越1683	0791-48-8080	0791-48-1604
17	坂越小学校	赤穂市坂越1696-1	0791-48-8408	0791-48-8038
18	坂越中学校	赤穂市浜市587	0791-48-8007	0791-48-1351
19	高雄公民館	赤穂市高雄2358-1	0791-48-7500	0791-48-1594
20	高雄小学校	赤穂市高雄2240-1	0791-48-7870	0791-48-7824
21	有年公民館	赤穂市東有年439-1	0791-49-2004	0791-49-3339
22	有年小学校	赤穂市西有年2853	0791-49-2081	0791-49-2031
23	原小学校	赤穂市有年原625-3	0791-49-2083	0791-49-2033
24	有年中学校	赤穂市東有年72	0791-49-2035	0791-49-3378

宍粟市（宍粟市地域防災計画より抜粋）

あらかじめ設置する場所を次のとおり想定する。

- ① 保健福祉センター
- ② 指定避難所
- ③ 救助が必要な地点の公共施設（山崎文化会館など）、または公共的施設

（参考：事前に市が指定する避難所）

	設置予定場所	住所	連絡先	
			電話	FAX
1	山崎 西中 校区	山崎小学校	宍粟市山崎町鹿沢82	0790-62-1131 0790-62-1132
2		山崎西中学校	宍粟市山崎町鹿沢88-2	0790-62-8206 0790-62-8207
3		宍粟防災センター	宍粟市山崎町鹿沢65-3	0790-63-2000 0790-63-3300
4		相生学院高等学校 宍粟校	宍粟市山崎町塩山37-17	0790-67-0001 0790-71-0666
5		山崎西小学校	宍粟市山崎町青木106	0790-62-0624 0790-62-0743
6	山崎 南中 校区	城下小学校	宍粟市山崎町御名20-2	0790-62-0881 0790-62-0865
7		山崎南中学校	宍粟市山崎町金谷40	0790-62-0461 0790-62-2690
8		戸原小学校	宍粟市山崎町宇原337	0790-62-0273 0790-62-0673
9	山崎 東中 校区	河東小学校	宍粟市山崎町神谷377	0790-62-0450 0790-62-0443
10		神野小学校	宍粟市山崎町田井645-9	0790-62-0649 0790-62-0674
11		山崎東中学校	宍粟市山崎町三津371	0790-62-8616 0790-62-8617
		鳴沢小学校	宍粟市山崎町宇野419-1	0790-65-0006 0790-65-0296
12		旧都田小学校	宍粟市山崎町中野1110	— —
13		生涯学習センター学遊館	宍粟市山崎町東下野18	0790-64-7700 0790-64-7711
14	一宮 南中 校区	はりま一宮小学校	宍粟市一宮町東市場788	0790-72-0012 0790-72-0164
15		一宮南中学校	宍粟市一宮町東市場834	0790-72-0607 0790-72-2432
16		スポーツパーク一宮	宍粟市一宮町東市場1090-3	0790-72-1331 0790-72-2310
17		県立伊和高等学校	宍粟市一宮町安積616-2	0790-72-0240 0790-72-0241
18		県立森林大学校	宍粟市一宮町能倉772-1	0790-72-2700 0790-72-2701
19	一宮 北中 校区	旧下三方小学校	宍粟市一宮町生栖851-1	— —
20		一宮北中学校	宍粟市一宮町三方町274	0790-74-0019 0790-74-1423
21		旧繁盛小学校	宍粟市一宮町上岸田576	— —
22	波賀 中校 区	波賀中学校	宍粟市波賀町安賀244	0790-75-2015 0790-75-3915
23		波賀小学校	宍粟市波賀町安賀748-2	0790-75-2354 0790-75-3754
24		波賀B&G海洋センター	宍粟市波賀町有賀29-1	0790-75-3811 —
25		旧野原小学校	宍粟市波賀町野尻119-2	— —
26	千種 中校 区	千種小学校	宍粟市千種町千草29	0790-76-2012 0790-76-3812
27		千種中学校	宍粟市千種町河呂60-5	0790-76-2003 0790-76-3811
28		県立千種高等学校	宍粟市千種町千草727-2	0790-76-2033 0790-76-2233

太子町

	設置予定場所	住所	連絡先	
			電話	FAX
1	斑鳩小学校	太子町鶴713	079-276-0070	079-276-0073
2	石海小学校	太子町福地422	079-276-1132	079-276-4625
3	太田小学校	太子町東出128	079-276-0049	079-276-0019
4	龍田小学校	太子町佐用岡436	079-276-0771	079-276-0948
5	太子西中学校	太子町立岡207-1	079-276-0104	079-276-0105
6	太子東中学校	太子町太田1	079-276-4300	079-276-4301
7	保健福祉会館	太子町老原102-1	079-276-6630	079-276-6631

上郡町

	設置予定場所	住所	連絡先	
			電話	FAX
1	上郡地区	保健センター	上郡町上郡500-1	0791-52-2188
2		上郡小学校	上郡町上郡306	0791-52-0067
3		東町総合センター	上郡町上郡1190	0791-52-4017
4	山野里地区	上郡中学校	上郡町山野里1178-1	0791-52-0034
5		スポーツセンター	上郡町竹万29	0791-52-4433
6		山野里小学校	上郡町山野里2142-1	0791-52-0073
7		ピュアランド山の里	上郡町山野里2748-1	0791-52-6388
8	高田地区	高田小学校	上郡町中野899	0791-52-1068
9		高田台自治会館	上郡町高田台3-3-8	0791-52-3168
10		老人福祉センター	上郡町尾長谷1452-18	0791-54-0255
11	鞍居地区	旧鞍居小学校	上郡町野桑1303	0791-52-1112
12		金出地老人憩いの家	上郡町金出地909	0791-54-0545
13	赤松地区	赤松公民館	上郡町苔縄67	0791-52-4605
14		子育て学習センター	上郡町苔縄86番地1	0791-52-6181
15		旧船坂小学校	上郡町八保甲177	0791-52-1112
16	船坂地区	旧船坂小学校行頭分校	上郡町行頭348-2	0791-52-1112
17		旧梨ヶ原小学校	上郡町梨ヶ原538	0791-52-1112

佐用町

	設置予定場所	住所	連絡先	
			電話	FAX
1	佐用町保健センター	佐用町佐用2609-2	0790-82-2079	0790-82-0144
2	上月文化会館	佐用町上月787-2	0790-86-1153	0790-86-0375
3	南光文化センター	佐用町下徳久1005-1	0790-78-0264	0790-78-1225
4	三日月地域交流センター	佐用町三日月1110-1	0790-79-2001	0790-79-3633

関連資料3 圏域内各市町医薬品の備蓄・確保

相生市

備蓄場所	備蓄品目
備蓄なし	現在備蓄はないが、各医療機関への備蓄奨励を行うとともに、災害発生後3日程度診療機能を維持するために必要な医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に配慮する。

※連絡先：相生市保健センター TEL 0791-22-7168 FAX 0791-23-4596

たつの市

備蓄場所	備蓄品目
たつの市はづらつセンター Tel:0791-63-2112 Fax:0791-63-2122	現在備蓄はないが、各医療機関への備蓄奨励を行い、災害発生後3日程度診療機能を維持するために必要な医薬品等の確保に努める。
防災拠点（危機管理監危機管理課） Tel:0791-64-3131 Fax:0791-63-3788	・医療ガウン ・手指消毒薬 ・サービカルマスク ・ハンドソープ ・除菌ウエットティッシュ

以下、龍野薬剤師会の各薬局に衛生材料、医薬品供給を依頼する。

龍野薬剤師会（代表連絡先）

住所：たつの市龍野町堂本260-1キノシタヤ薬局赤とんぼ店（山本恭之）

TEL：0791-63-1811

要請先	住所	電話番号
(龍野地区)		
キノシタヤ薬局本町店	たつの市龍野町本町66	0791-63-0029
龍野さくら調剤薬局	たつの市龍野町日山219-2	0791-62-5858
(小宅地区)		
薬局ファミリーファーマシー島田	たつの市龍野町島田字五条360-15	0791-62-2258
薬局ファミリーファーマシー堂本	たつの市龍野町堂本49-4	0791-62-5222
キノシタヤ薬局 赤とんぼ店	たつの市龍野町堂本11-14	0791-63-1811
かつはら薬局 日飼店	たつの市龍野町日飼字村前361-3	0791-63-1924
ヨシロー薬局	たつの市龍野町富永590-5	0791-64-0431
なつめ薬局	たつの市龍野町富永770番2	0791-62-5701
(揖西地区)		
キキョウ調剤薬局	たつの市揖西町土師146-12	0791-66-0333
シトラス調剤薬局	たつの市揖西町南山2-130	0791-64-8577
キノシタヤ薬局おがみ店	たつの市揖西町小神161-4	0791-72-8852
(誉田地区)		
ささやま薬局	たつの市誉田町福田780-51	0791-63-1567
(神岡地区)		
さくら薬局	たつの市神岡町奥村28-1	0791-65-2107
わたや薬局 横内店	たつの市神岡町横内260-31	0791-64-7500
わたや薬局 神岡店	たつの市神岡町上横内375-1	0791-65-2020
神岡調剤薬局	たつの市神岡町西鳥井字村裏95-2	0791-65-2619
さわやか薬局	たつの市神岡町東觜崎字鍵田471-9	0791-65-9281
(新宮町)		
いのはら調剤薬局	たつの市新宮町井野原606-4	0791-75-4739
かしま薬局	たつの市新宮町香山1152-8	0791-77-1093
三星薬局	たつの市新宮町新宮160-9	0791-75-0125
キノシタヤ薬局 新宮店	たつの市新宮町新宮589-2	0791-75-3824
ミルキー薬局	たつの市新宮町新宮80-30	0791-76-2061
(株)志んぐ薬局	たつの市新宮町新宮814-1	0791-75-0049
ちとせ薬局	たつの市新宮町吉島619-7	0791-72-9500
(揖保川町)		
やまびこ薬局	たつの市揖保川町金剛山191-5	0791-76-5255
薬局ファミリーファーマシー揖保川	たつの市揖保川町新在家字下畠15-146	0791-72-4591
サンミ薬局	たつの市揖保川町神戸北山146-3	0791-72-6226
ステラ調剤薬局	たつの市揖保川町神戸北山151-1	0791-78-9577
五大薬局 挿保川店	たつの市揖保川町正條188-1	0791-76-5315
いぽがわ調剤薬局	たつの市揖保川町半田585-6	0791-72-5522
(御津町)		
こうめ薬局	たつの市御津町釜屋149-10	079-324-1324
ゑびす薬局	たつの市御津町竈屋53番19	079-322-8151
中村薬店	たつの市御津町室津444	079-324-0051
サンミ調剤薬局 御津店	たつの市御津町中島1664-5	079-322-8677
つくし薬局	たつの市御津町中島1664-7	079-322-9525
アゼリア調剤薬局	たつの市御津町中島1664番地の4	079-322-2692

赤穂市

備蓄場所	備蓄品目
備蓄なし	備蓄については医薬品卸売業者へ調達を要請するなど、流通備蓄の方法をとる。特に、発災後72時間に必要となる医薬品等(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の迅速、確実な確保に配慮する。

(赤穂市地域防災計画より)

以前には赤穂市と赤穂薬業組合との間で協定が締結されていたが、当該店舗が少なくなり、実効性に乏しい内容となっていた。そこで、現在赤穂市と赤穂薬剤師会との間で協定に向け作業を進行している。

ゴダイ株式会社との協定

災害時には、医薬品等の確保が困難になると考えられるため、ゴダイ株式会社と「災害時等における救助用物資の供給に関する協定」を平成29年1月27日に締結している。

宍粟市

備蓄場所	備蓄品目
宍粟市健康福祉部保健福祉課 TEL:0790-62-1000 FAX:0790-62-6354	現在備蓄はないが、災害発生時は下記の協定に基づき、医薬品等を確保する。

宍粟市薬剤師会との協定

平成30年3月に宍粟市薬剤師会と「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結し、医療救護活動の必要が生じた際には市からの要請により、医薬品等の供給、薬剤師班の派遣を受けることとなっている。

宍粟市薬剤師会

住所:宍粟市山崎町船元77-3(あがた薬局 船元店)
TEL:0790-62-1517

宍粟市薬剤師会会員一覧

名称	住所	電話番号
(山崎町)		
あがた薬局 船元店	宍粟市山崎町船元77-3	0790-62-1517
アルカ山崎薬局	宍粟市山崎町千本屋204-1	0790-64-5100
くるみ薬局	宍粟市山崎町金谷95-5	0790-62-1112
ごこう薬局	宍粟市山崎町山崎437	0790-62-1190
サツキ薬局	宍粟市山崎町山田56-37	0790-63-1825
スミレ調剤薬局	宍粟市山崎町鹿沢129-5	0790-63-1368
ぼうしや調剤薬局 鹿沢店	宍粟市山崎町鹿沢130-8	0790-64-0833
ぼうしや調剤薬局 山崎店	宍粟市山崎町山崎11-1	0790-64-1733
ミズキ薬局	宍粟市山崎町今宿144-1	0790-63-1703
かつはら薬局 咲ランド店	宍粟市山崎町中井7-4 咲ランド2階	0790-73-9901
クローバー調剤薬局	宍粟市山崎町御名38-1	0790-73-9909
(一宮町)		
アンリ薬局	宍粟市一宮町福知133-2	0790-74-1736
さくら調剤薬局 一宮店	宍粟市一宮町須行名496-20	0790-65-9385
しんせん薬局	宍粟市一宮町東市場420-3	0790-72-0055
ひとみ調剤薬局	宍粟市一宮町三方町180-1	0790-74-8400
(波賀町)		
小倉薬局	宍粟市波賀町上野195-1	0790-75-8870
(千種町)		
田口薬局	宍粟市千種町黒土151	0790-76-2036

太子町

備蓄場所	備蓄品目
太子町役場 庁舎備蓄倉庫	サーナカルマスク、防護服セット、除菌ティッシュ、除菌液体石鹼

以下、薬剤師会の各薬局に衛生材料、医薬品供給を依頼する。

要請先	住所	電話番号
エルパセオ調剤薬局 太子店	太子町矢田部335-8	079-287-6295
おきだい薬局	太子町沖代162-4	079-260-6336
北川薬局	太子町鶴494-4	079-277-3877
ゴダイ調剤薬局 太子鶴店	太子町鶴365-1	079-275-2212
ゴダイ薬局 矢田部店	太子町矢田部91-1	079-277-0755
サルビア調剤薬局	太子町蓮常寺102-1	079-275-1558
シスター薬局 太子店	太子町東保139-5	079-276-2277
太子調剤薬局	太子町東南323-1	079-275-0080
立岡調剤薬局	太子町立岡123-4-7	079-276-7276
中尾調剤薬局 いかるが店	太子町鶴1389-8	079-280-1143
よつば薬局	太子町福地367-3	079-275-1050

上郡町

備蓄場所	備蓄品目
保健センター	血圧計、救急医薬品セット
上郡小学校	血圧計、救急医薬品セット
上郡中学校	血圧計、救急医薬品セット
スポーツセンター	救急医薬品セット
山野里小学校	血圧計、救急医薬品セット
高田小学校	血圧計、救急医薬品セット
子育て学習センター	救急医薬品セット

近隣市町医薬品等協力小売業者一覧表

要請先	住所	電話番号
こけなわ薬局	上郡町苔繩字天神田554-2	0791-52-5066
漢方薬局 春爛満	上郡町駅前116	0791-52-0363
薬局上郡ファーマシー	上郡町与井字中垣内36-3	0791-52-4919
ダリア薬局	上郡町上郡1375-1	0791-52-6525
レモン調剤薬局	上郡町竹万2167	0791-56-6618
パンジー調剤薬局	上郡町大持204番1	0791-52-5888

佐用町

備蓄場所	備蓄品目
佐用町保健センター	衛生材料:ガーゼ、包帯等
各指定避難所	救急医療セット手指剤
佐用町役場 健康福祉課	救急医療セット手指剤

近隣市町医薬品等協力小売業者一覧表

要請先	住所	電話番号
みつわ薬局	佐用町佐用字間島田2827-18	0790-82-4148
薬局あい	佐用町佐用字実栗82-1	0790-82-0720
有限会社佐用調剤薬局	佐用町佐用3536-5	0790-82-2288
かつはら薬局 佐用店	佐用町佐用字上吉福1188	0790-82-3111
ゴダイ調剤薬局 三河店	佐用町上三河138-1	0790-77-8501
共栄薬局	佐用町佐用222-4	0790-81-2525
幸生堂薬局	佐用町久崎49-4	0790-88-8088
薬局ファミリーファーマシー	佐用町三日月字中野277-2	0790-79-3383
ニコニコ薬局	佐用町佐用3018-10	0790-82-2304
南光薬局	佐用町米田52-7	0790-78-8686
サンミ調剤薬局	佐用町家内塩之谷39-2	0790-88-1085
ゴダイドラッグ 佐用店	佐用町佐用1023	0790-81-2850
よろづ屋商店	佐用町三日月1199	0790-79-2023

関連資料4 西播磨県民局管内ヘリポート適地一覧

市町名	所在地	離着陸場適地名	施設管理者名	連絡先電話番号	最大対応機種	敷地の広さ 延長×幅(m)	散水必要の有無
相生市	相生市相生5292	IHI多目的広場	石川島播磨重工業(株) (総務課長)	0791-24-2206	川崎CH-47J	100×100m (扇形)	
	相生市陸字池ノ上266-1	相生スポーツセンター	相生市教育委員会 (相生市教育委員会体育振興課)	0791-22-7129	川崎CH-47J	193×117m	○
	相生市相生字小丸5375	相生湾東部埋立地緑地	相生市長 (相生市建設農林部建設管理課)	0791-23-7136	川崎CH-47J	137×100m	○
	相生市若狭野町福井1044	相生市立若狭野ふれあい公園	相生市長 (相生市建設農林部農林水産課)	0791-23-7156	Bell412	253×60m	○
たつの市	たつの市龍野町北龍野揖保川河川敷	祇園公園グラウンド	たつの市長 (たつの市都市政策部都市計画課)	0791-64-3163	川崎CH-47J	80×220m	○
	たつの市龍野町下霞城	市民グラウンド	たつの市長 (たつの市都市政策部都市計画課)	0791-64-3163	川崎CH-47J	100×65m	○
	たつの市龍野町富永1005-1	中川原グラウンド (中川原公園内)	たつの市長 (たつの市都市政策部都市計画課)	0791-64-3163	川崎CH-47J	150×110m	○
	たつの市新宮町宮内458-7	兵庫県西播磨文化会館 グラウンド	兵庫県 (西播磨文化会館長)	0791-75-3663	川崎CH-47J	90×75m	○
	たつの市新宮町井野原・北村	新宮リバーパーク	たつの市長 (たつの市都市政策部都市計画課)	0791-64-3163	川崎CH-47J	175×92m	
	たつの市新宮町馬立	馬立ヘリポート	国土交通省 (姫路河川国道事務所龍野出張所)	0791-63-1040	川崎バートルKV-107	31×29m	
	たつの市揖保川町馬場966-1	揖保川グラウンド	たつの市長 (たつの市教育委員会スポーツ振興課)	0791-63-2261	川崎CH-47J	90×100m	○
	たつの市御津町黒崎550	御津運動場	たつの市長 (たつの市教育委員会スポーツ振興課)	0791-63-2261	川崎CH-47J	100×80m	○
赤穂市	赤穂市加里屋1278	赤穂城南緑地公園 陸上競技場	赤穂市長 (赤穂市建設部公園街路課)	0791-43-6828	川崎CH-47J	121×215m	○
	赤穂市南野中字久保	千種川河川敷緑地 サッカー場	赤穂市長 (赤穂市建設部公園街路課)	0791-43-6828	川崎CH-47J	105×105m	
	赤穂市御崎1857-5	県立赤穂海浜公園	兵庫県知事 (赤穂海浜公園管理事務所)	0791-45-0800	川崎CH-47J	185×170m	
	赤穂市高野	千種川河川敷緑地 (高野公園)	赤穂市長 (赤穂市建設部公園街路課)	0791-43-6828	川崎CH-47J	87×87m	
宍粟市	宍粟市山崎町下町1	山崎スポーツセンター 野球場	宍粟市教育長 (宍粟市社会教育課)	0790-63-3000	川崎CH-47J	90×90m	○
	宍粟市山崎町中井26-1	本多公園グラウンド	宍粟市教育長 (宍粟市社会教育課)	0790-63-3000	川崎バートルKV-107	110×60m	○
	宍粟市山崎町岸田521	かみかわ緑地公園	宍粟市長 (宍粟市都市整備課)	0790-63-3000	川崎CH-47J	100×60m	
	宍粟市一宮町東市場1090-3	スピニックパーク一宮グラウンド	宍粟市教育長 (スピニックパークいちのみや)	0790-72-1331	川崎バートルKV-107	120×120m (扇形)	○
	宍粟市一宮町安積616-2	伊和高等学校グラウンド	伊和高等学校校長 (伊和高等学校事務室)	0790-72-0240	川崎CH-47J	100×140m	○
	宍粟市一宮町三方町字原624-1	家原遺跡公園「三方の里」体験の広場	宍粟市長 (宍粟市三方町出張所)	0790-74-0001	川崎バートルKV-107	90×50m	○
	宍粟市波賀町上野164-6	波賀市民グラウンド	宍粟市教育長 (宍粟市社会教育課)	0790-63-3000	川崎CH-47J	50×60m	○
	宍粟市波賀町鹿伏175-10	鹿伏くるみの里グラウンド	宍粟市長 ((株)マックアース)	0790-73-0348	川崎バートルKV-107	60×70m	○
	宍粟市波賀町有賀97-1	波賀総合スポーツ公園	宍粟市教育長 (宍粟市社会教育課)	0790-63-3000	川崎バートルKV-107	140×140m (扇形)	○
	宍粟市波賀町谷179-13	谷山村広場	谷自治会長	0790-75-2220	AS332L1	50×60m	○
	宍粟市千種町河呂字山田60-1	千種中学校運動場	宍粟市教育長 (宍粟市学校教育課)	0790-63-3000	川崎CH-47J	125×80m	○
	宍粟市千種町西河内1047	ちくさ高原ネイチャーランド駐車場	宍粟市長 (ちくさ高原開発企業組合)	0790-76-3555	川崎CH-47J	80×170m	
太子町	揖保郡太子町佐用岡87	太子町総合公園グラウンド	太子町長 (太子町民体育馆)	079-277-4800	川崎CH-47J	130×100m	○
上郡町	赤穂郡上郡町竹万29	上郡町スポーツセンター 野球場	上郡町長 (上郡町スポーツセンター)	0791-52-4433	川崎CH-47J	135×130m	○
	赤穂郡上郡町与井722-2	上郡町立高田地区運動公園	上郡町長 (上郡町スポーツセンター)	0791-52-4433	川崎CH-47J	100×88m	○
佐用町	佐用郡佐用町上石井764-1	旧石井小学校グラウンド	佐用町長 (佐用町総務課)	0790-82-2549	川崎バートルKV-107	70×60m	○
	佐用郡佐用町上月1073	上月グラウンド	佐用町教育長 (佐用町教育委員会生涯学習課)	0790-86-0441	川崎CH-47J	118×93m	○
	佐用郡佐用町林崎839	佐用町スポーツ公園 (若あゆランド)	佐用町長 (佐用町南光支所地域振興室)	0790-78-0123	川崎CH-47J	145×81m	○
	佐用郡佐用町乃井野1720	三日月三方里山公園	佐用町長 (佐用町三日月支所地域振興室)	0790-79-2982	川崎CH-47J	直径100m (円形)	

(R4.11月現在)

※ 最新のヘリコプター臨時離着陸場適地の情報は、兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課のホームページでご確認ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk43/pa18_000000071.html

※ 散水の必要性の有無については原則、着陸帯がグラウンド等である場合は、散水などにより砂塵対策を講じるものである。

(必要性の有無については、R3.12月時点で管轄消防本部に助言いただいた内容を元に記載(参考))

関連資料5 主な保健医療活動チーム及び関連用語の説明

名称	概要(用語の説明)	備考
DMAT (災害派遣医療チーム)	Disaster Medical Assistance Team 災害発生直後の超急性期(概ね48時間以内)に活動が開始できる機能性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム(1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名が基本)本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。災害拠点病院を兵庫DMAT指定病院として指定。 ※西播磨圏域:赤穂市民病院	
医療救護班	災害発生当初から救護活動終了までの期間にわたり活動。病院支援、域内搬送、現場活動、避難所医療等を主な業務とし、現場のニーズに応じて柔軟に対応する。(医療救護班の構成は、災害拠点病院救護班、日本赤十字社救護班、国立・県立・公的病院救護班、JMATを含む指摘医療機関による救護班等がある)	
JMAT (日本医師会災害医療チーム)	Japan Medical Association Team 被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援すること目的とする。医師、看護師、業務調整員等で構成。 兵庫県医師会からのチームはJMAT兵庫。	
DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)	Disaster Health Emergency Assistance Team 大規模災害発生時に、都道府県保健医療調整本部や保健所等での指揮調整機能が円滑に進むよう支援を行う専門的な応援派遣チーム。編成は、都道府県および指定都市を基本に、構成員は専門的な研修・訓練を受けた保健・医療等の専門職および業務調整員からなり、1班あたり5名程度。その活動場所は保健医療調整本部から保健所、(管轄の保健所支援として)市町村と幅が広く、要請に応じフェーズ0からフェーズ3まで被災自治体の状況・保健医療活動ニーズに合わせて外部からの保健医療活動チーム等をコーディネートし、被災自治体の保健衛生行政のマネジメント業務を支援。	
DPAT (災害派遣精神医療チーム)	Disaster Psychiatric Assistance Team 自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチームです。兵庫県により組織されたDPATチームを「ひょうごDPAT」という。チーム編成は精神科医師(チーム長)1名、看護師1名、精神保健福祉士または臨床心理士1名ロジスティック1~2名の計4~5名。	
EMIS (広域災害救急医療情報システム)	災害時医療情報システム。厚生労働省が運営する広域災害救急医療システム(国EMIS、Emergency Medical Information System)と、兵庫県広域災害・救急医療情報システム(兵庫県EMIS: Hyogo wide area Disaster, emergency care information system)がある。国EMISは災害時に被災した都道府県を置いて災害医療情報の共有、医療救護に関わる各種情報の集約・提供ができる(兵庫県EMISは県内のみ) ※発災時は国EMISを優先し入力、国EMISが使用できない場合は兵庫県EMISを使って医療情報を入力する。 ◆国EMISログイン画面: https://www.wds.emis.go.jp/ ◆兵庫県EMISログイン画面 https://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/ap/qq/joh/mwmnlgingo01.aspx	
災害医療コーディネーター	災害時に、都道府県並びに保健所及び市長が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命されたもの。	
災害時小児周産期リエゾン	災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等にかかる助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県より任命されたもの(主に本庁で活動)	
災害時透析医療リエゾン	災害時の人工透析の提供体制を確保するため、災害時情報ネットワーク(日本透析医会)を立て、情報収集等を行う。この情報収集等の実働を担うのが臨床工学技士を中心とした透析医療リエゾン。	
災害拠点病院	県が指定する災害時の拠点となる医療機関	
災害対応病院	県が指定する災害拠点病院に準じ、災害時等に被災患者の受入及び治療のほかに、市が設置する救護所への医薬品や衛生資材等の提供、救護班の派遣等の役割を担う病院として、市が指定。	
J-SPEED	J-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters 災害医療チームの標準診療日報。救護班がどのような疾患の患者を診察したかに関するデータが蓄積されることで、被災地域の医療ニーズを迅速に集計し、医療資源配置・配分に関する指揮を支援することができる。	

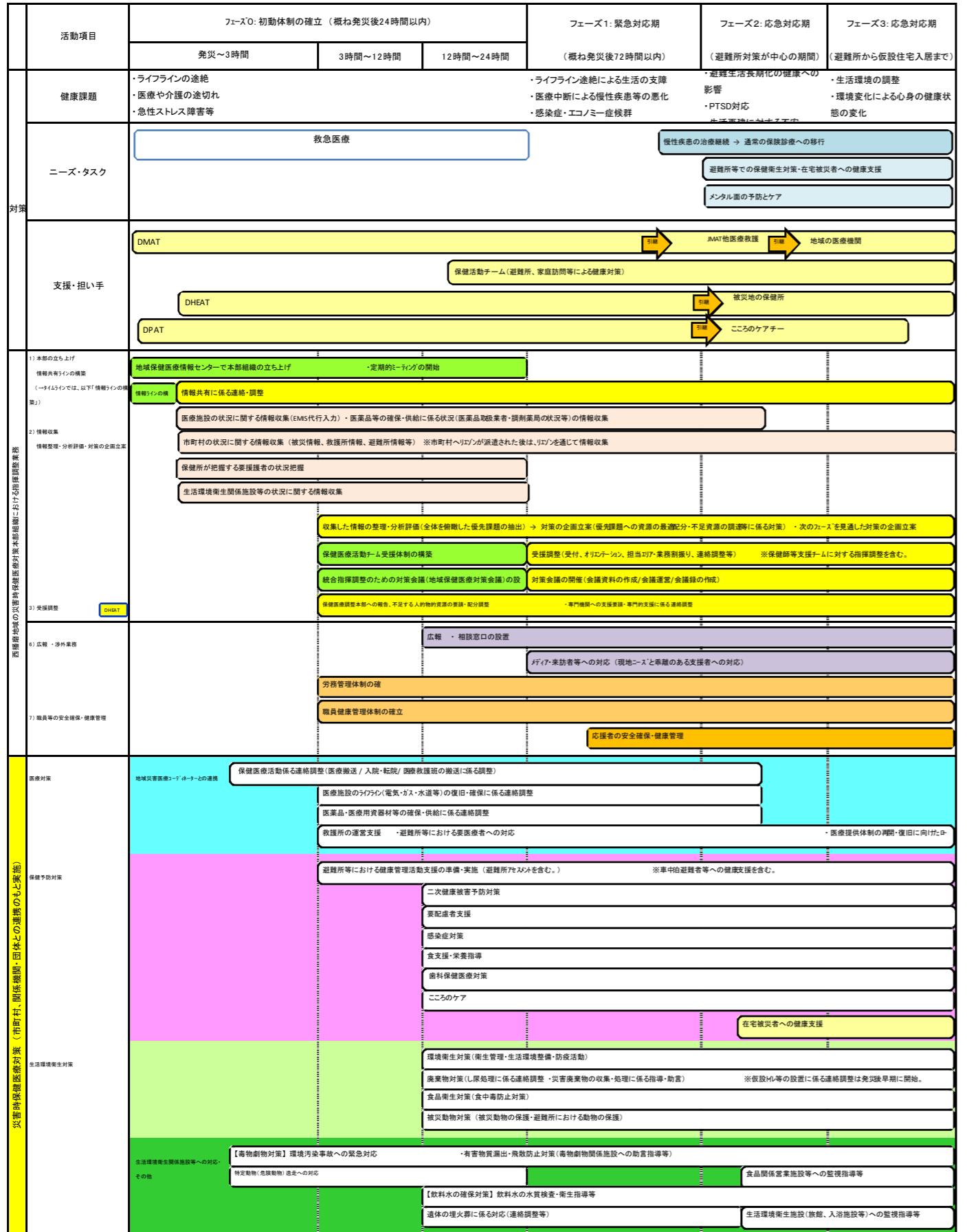
その他外部支援団体の略語説明

AMAT	全日本病院協会の支援チーム	
JDAT	日本歯科医師会の支援チーム	
JRAT	大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会	
JDADAT	日本栄養士会の支援チーム	
JHAT	日本災害時透析医療協働支援チーム	
EARTH	震災・学校支援チーム	

フェーズ

急性期	1週間以内 (※超急性期:発災後3日以内)
亜急性期	発災後1週間～1ヶ月以内
慢性期	発災後1ヶ月以降

(参考)災害フェーズと主なタイムライン(西播磨地域)



西播磨圏域災害時保健医療マニュアル

令和5年12月発行（令和2年3月初回発行）

兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所

T E L 0791-63-5149

F A X 0791-63-9234